

弘前藩の刑法典

(九) 宽政律一

付 『要記秘鑑』三十三 (二)

橋本久

目次

はじめに

一 安永律

付1 『御刑罰御定』(安永律)

〔第六号〕
〔第十三号〕

二 寛政律

〔御刑法書之写〕

〔寛政律〕(その一)

〔寛政律〕(その二)

〔寛政律〕(その三)

付2 『隠商過料定牒』

付3 『人別方御用取扱條例』

〔第十三号〕

三 文化律

(四) 『寛政律』(その四)

補訂1 『藩法史料集成』所収「弘前藩御刑法牒」

〔第十四号〕

(五) 『寛政律』(その五)

付4 『諸取引御觸書』『公義御書付留』『公義御觸書留』

付5 (参考) 『公事訴訟取捌』

付6 『要記秘鑑』三十三

〔第十五号〕
〔第十七号〕
〔第十七号以下〕

(六) 『寛政律』(その六)

以下

(七) 『寛政改正御刑法帳』

〔本号〕

二 寛 政 律

(八) 『寛政改正御刑法帳』

凡 例

- 一 高塙 博氏所蔵万延二年筆写本を用いた。
- 一 字体、字配り等については、できる限り原本に従うが、漢字は正字・当用漢字に改めたところが多く、変体仮名は一部に原漢字のポイントを下げて代用したところもある。異体字の例として、たとえば候などは「侯」のままとした。
- 一 原文の塗抹された判読可能個所は、左に△を付した。
- 一 原文の行末が次行に及んだ場合は、行末を示すために「」を加えた。
- 一 便宜上、各条ごとに1・2・3等の数字を付した。ただし18と21は省く。他本との対応関係を示すために「〔一〕」「〔二〕」…を適宜付した。
- 一 他に適宜書き加えた箇所は「〔 〕」で示した。
- 一 原本には見られないが、各項の前を一行ずつ空けた。
- 一 原本の丁数および表裏を各終行末に「〔 〕」で示した。
- 一 京大本にみられない文等の冒頭に※を付した。

寛政改正御刑法帳

※ 目 錄

[未 以下同]	〔一〕	戸メ	〔三〕	鞭刑	〔三〕	同追放
	〔二〕				〔四〕	徒刑
	〔五〕	死刑		贖刑		
	〔七〕	一	五逆之事			

但 惡逆 不道 大不敬 不孝 不義

〔八〕	一	老幼癱疾之事
〔九〕	一	科人首徒可分事
〔十〕	一	一人ニ而二罪有之事
〔十一〕	一	五軒組合列坐ニ可及ケ条之事
〔十二〕	一	科人自身申出候者之事

「十三」	一 親族 <small>(は)</small> 罪を隠し御用捨之事
「十四」	一 親族輕重之事
「十五」	一 罪可減者累減を得候事
「十六」	一 婦人犯罪之事
「十七」	一 不義之財物取捌之事
「十八」	一 同類之内出奔片口相成候者之事
「十九」	一 罪科加之例
「廿」	一 觀所之事
「廿一」	一 取押物之事
「廿二」	一 人を謀而殺候者之事
「廿三」	一 謀而親を殺候者之事
「廿四」	一 親族之謀殺候事
「廿五」	一 謀而主人を殺候者之事
「廿六」	一 殴因而夫を殺候者之事
「廿七」	一 一家三人を殺候者之事
「廿八」	一 頭分之者謀殺致候者之事
「廿九」	一 咒詛毒藥之事
「卅」	一 怪家 <small>(マニ)</small> 而人を殺候者之事
「卅一」	一 打擲 <small>(ハシ)</small> 人を殺候者之事
「卅二」	一 夫有罪之妻妾殺候者之事

〔一九〕

「卅三」	一 人を過而死を致候者之事
「卅四」	一 人殺之者内濟致候者之事
「卅五」	一 嘘 <small>(ハグ)</small> 打擲 <small>(ハシ)</small> 底之輕重を以罪迎候事 〔後補朱○〕
「卅六」	一 嘘 <small>(ハグ)</small> 尔て双方底有無の事
「卅七」	一 痘療治之事
「卅八」	一 勢を以人縛打擲致候者之事
「卅九」	一 妻妾夫を打擲致候者之事
「卅十」	一 兄弟之打擲之事 并伯叔父姑祖父母子孫 <small>(ホノシテス)</small> 事
「四十」	一 下人主人を打擲致候者之事
「四一」	一 师匠を打擲之事
「四二」	一 父祖人ニ被打擲其子孫返打候事
「四三」	一 竊盜之事
「四四」	一 御城中え入盜之事
「四五」	一 自分預物私曲致候者之事
「四六」	一 御藏之財物盜取候者之事
「四七」	一 強盜之事
「四八」	一 白岳人之物 <small>(ホリヒコトノモノ)</small> を檢棄候者之事
「四九」	一 馬盜之事
「五十」	一 盗柵之事
「五一」	一 流失流木盜揚之事

〔一九〕

〔五二〕	一	田野之穀物盜取候者之事	〔五三〕	一	不美之事致訴状候者之事
〔五三〕	一	夜中無故人之家え入候者之事	〔五四〕	一	親族相訴候者之事
〔五四〕	一	盜人之宿致候者之事	〔五四〕	一	子孫父母之教爾背候者之事
〔五六〕	一	入墨を抜取候者之事	〔五七〕	一	訴狀之腰推致候者之事
〔五六〕	一	謀書謀判致候者之事	〔五八〕	一	強訴之事
〔五七〕	一	役人を似せ候者之事	〔五九〕	一	隱津出之事
〔五八〕	一	似金銀造候者之事	〔六〇〕	一	隱荷揚之事
〔五九〕	一	狂法賄賂 <small>狂法賄賂</small> 之事	〔六一〕	一	隱商賣之事
〔六十〕	一	不狂法賄賂之事	〔六二〕	一	博奕之事
〔六一〕	一	坐贓之事	〔六三〕	一	御用事を頼合致候者之事
〔六二〕	一	賄賂を行候者之事	〔六四〕	一	人之罪を輕重致候者之事
〔六三〕	一	賄賂約諾之者之事	〔六五〕	一	失火之事
〔六四〕	一	茂合取立致私曲候者之事	〔六六〕	一	御觸ニ背候者之事
〔六五〕	一	隱田畠之事	〔六七〕	一	不可為義を致候者之事
〔六六〕	一	田方質入之事	〔六八〕	一	科人手向致候者之事
〔六七〕	一	田畠之押領之事	〔六九〕	一	科人出奔之事
〔六八〕	一	御收納遲滯之事	〔七〇〕	〔三ウ〕	〔四オ〕
〔六九〕	一	内借之事	〔七一〕	一	科人隱候者之事
〔七十〕	一	訴状手越専差出候者之事	〔七二〕	一	私ニ升秤造候者之事
〔七二〕	一	無名之訴状之事	〔九一〕	一	御闕所忍通候者之事
〔九一〕	一		〔九二〕	一	
〔九四〕	一		〔九三〕	一	
〔九四〕	一		〔九四〕	一	

- 「九二」一 馬札紛失之事
 - 「九三」一 姦淫之事
 - 「九四」一 僧尼犯姦之事
 - 「九五」一 相對死之事
 - 「九六」一 下人家長之妻妾を姦候者之事
 - 「九七」一 隠遊女之事
- 以上

覺

此度御刑法御改被仰付候ニ付沙汰仕
侯所歴代之刑法を致損益相立候
義不付律の輕重宜義理とも正ま
く御坐俟えとも當時于比候得々
一體律重く御坐候間明律みて笞罪(マレ)
相當り部(マレ)大方當時戸(マレ)みて相濟
候振合(マレ)御坐候て猶又刑法も違ひ
候間其振(マレ)ても難用依之當時通例の
刑名を以明律の格(マレ)隨ひ差等相立專
其義理(マレ)より輕重相分申候尤右の
内公儀御定(マレ)不相拘り候義(マレ)是までの

〔九五〕
〔九六〕
〔九七〕
〔九八〕
〔九九〕
〔一〇〇〕

〔五九〕

〔五〇〕

御法(マテ)俄爾輕重難相成分も同与
沙汰仕り斟酌加減仕候間此末御刑法御
沙汰御下ヶの節若此度相立候ケ条の
内(マレ)洩候義御坐候ても右の趣を以
明律を参考致罪の輕重無之様被
仰付候様奉存候則此度相立候御刑法
名目と明律刑名の相當の差と左(マレ)申
上候

※

伴 才助

参考

吉澤庄大夫

菊池寛司

閻正

赤石安右衛門

明律管刑

閻正

	〔一〇一〕	一 戸 <small>(マレ)</small>
一	一	五日
一	一	十日
十五日	一	廿日
卅日	一	廿日
鞭刑	一	十五日

	〔一〇二〕	三十
四十	一	廿
五十	一	廿
同杖刑	一	三十

〔六〇〕

〔六一〕

一七〇

付明律相當無

斬即決

〔七八〕

※御刑法御定

定例

御刑法名目

〔案〕戸メ五

※ 点羽戸メ之儀も是迄^テ日^{〔數〕}数日相成候間御免被

仰付候様申上候得とも已來幾日戸メ被 仰付

候様尔と日數を記申上候義寛政八辰年八月

伺濟ム

戸メ

1

五日 十日 十五日 廿日 三十日

但子兄弟或^テ奉公人之類戸メ難相成者も右之日數の通過料人夫或^テ一日六十

文積を以て過料錢差出せ候事

〔七八〕

2 〔案〕鞭刑五
鞭三 同六 口九 口十二 口十五

火刑	火付を極て重科 ^ル 相立候公儀御定	一	三	一	六	一	九	一	十二	一	十五	一	鞭刑追放	十八所拂	廿一 三里	廿四 五里	廿七 七里	三十 十里大場御擣	徒刑	一年鞭三十	一年鞭三十	一年半鞭三十	三年杖一百	明律流徒	千里杖一百	千五百里杖一百	三千里杖一百	死刑	絞	斬 秋後	斬	獄門	火刑
----	------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----	---	------	------	-------	-------	-------	-----------	----	-------	-------	--------	-------	------	-------	---------	--------	----	---	------	---	----	----

3

鞭十八所拂 □廿一三里 □廿四五里
□廿七里 □卅十里大場御構

但追放る鞭十八以上尔俟得とを其罪の
子細ふどり難差置者も鞭数尔不拘
所拂可致事

〔未四〕徒刑三

徒半年鞭三十

□一年鞭三十

□一年半 □三十

但徒刑の者も銅鉛山え差遣し鞭刑
の上年限の通苦使可致事

〔未五〕死刑四

5 斬 獄門 磻 火刑

〔未六〕贖刑

6 鞭三 同六 □九 □十二

過料三貫六百文

同六

□四貫八百文

□五貫四百文

〔九〇〕

〔八九〕

7

□十五

□十八

□廿一

□廿四

□廿七

□三十

□廿四貫文

□廿三貫文

□三十貫文

□卅六貫文

□四十二貫文

□一年半

□一年

徒半年

□卅三貫文

□卅六貫文

□卅九貫文

□四十二貫文

死刑

右過料も老幼廢疾の類刑も不可行も

のならむ過尔て人を殺も疵付候類

相當の過料尔て罪を贖可申事

過料の者もし貧困尔て上納難相成

者も銅鉛山え差遣一日六十文の積

を以て夫役尔使ひ可申事老幼廢

疾の類夫役

点羽夫役尔を難相成者も其身牢舎の上

一年或も二年尔て用捨可致事

〔九〇〕

〔朱〕五逆之事

8 一 惡逆

祖父母父母を打擲致或も殺んと謀り
ならむ伯叔父姑兄弟姉母方の祖父母

を殺し夫を殺し侯者の事

点羽 一書尔兄姉とみをあり

9 一 不道

一家の内死罪尔あらさばる者三人を殺し

ならむ人の支體をきりほときむ

く切害致し侯者の事

10 一 大不敬

御宗廟御饋物ならひ御召をのとを盜

取侯者の事

11 一 不孝

祖父母父母の事を訴或も悪口し父母

の扱不宜難済せしむる者との事

12 一 不義

支配の者頭分の者を殺し弟子として

師匠を殺し侯者の事

〔朱〕老幼癪疾之事

〔一〇〇〕

歳七十歳以上十五歳以下ならひ癪疾の
者死罪以下贖ふて用捨可致事八十歳

以上十歳已下死罪を犯し者も

上聞の上時御宜沙汰可被仰付侯事

盜賊ならむ人尔疵付侯者も贖を出
させ可申事其余の罪も御構無之

九十年以上七歳以下も死刑尔を刑を

不可加侯事

但罪を犯し侯節未老幼癪疾尔を

無之侯得共事顕を侯せり老疾ニ

侯え老疾を以て沙汰可致事

幼少のせり犯し壯年尔至り顕連

侯せり幼少の例を以沙汰可致事

癪疾之事惣て人事尔をりを侯

片輪病人を言也馬鹿乱心の類を癪

疾と可致事

〔一〇一〕

14 一 癡疾之事惣て人事尔をりを侯

片輪病人を言也馬鹿乱心の類を癪

疾と可致事

〔一一〇〕

〔朱〕科人も首從を可分事

二人以上申合犯罪のせりも其内趣意

相企候者も首と致候事其余も從

と致し候事

「マ」徒の者も首とり罪一等を可減事尤

本文専同類不残と有之も首徒の差

別無之事

〔朱〕
「十」一人ふて二罪有之事

16 一 丸二罪共ふ頭を候せ「マ」重きをの

一ヶ条を以て罪を定候事若一罪先

尔頭を既ふ刑を加え候後外の罪

頭を候せ「マ」軽きをのならむ同等

の科も御沙汰ふ不及若誣「マ」頭を

頭を候科重候も沙汰直し前

罪の鞭杖^{〔數〕}差引残鞭杖斗刑を加候こと

〔朱〕
「十一」五軒組合連坐専可致ケ条之事

17 一 隠田 隠津出 盗杣 博奕之宿

隠賣買

右ヶ条の内罪を犯し候者組合の者も

本人の罪専相當を以過料専直し組

合四軒とり差出せ候事但組合四軒
専不満者も四軒の割合を以不足分も
用捨の事

「一一ウ」

〔先〕
「十二」科人自身申出候者之事

22 一 惣して惡事致候者の事未頭を「マ」前

自身申出専於て専其罪御用捨被

仰付候事但人を疵付専或る物専とり
不可^{〔價〕}價品ならむ姦通の類不可許

竊盜専或る手段^{〔等〕}ホ専て人の財物をとり

其後過を悔ひ候て自身と本人え返

し候者も上専申出と同前其科可許

こと

〔朱〕
「十三」親族も罪を隠し候て専御用捨の事

24 一 父母兄弟伯叔父姑夫婦の間罪有之相

隠し候て専御咎無之事但其事洩

逃去もむほ共不可罪事家来主人

の為専隠しを是又同然之事其外

妻の父母娘の聟夫の兄弟相隠候せ

「平人とり罪三等を減可申事

「一三オ」

〔未〕親族輕重の事

25 一 本文ふ祖父母と有之も高祖曾祖同様の事孫と有之も曾孫玄孫同様の事

嫡孫^(末)組々父母と同様嫡母養母^も実母同様の事

〔未〕罪可減者も累減を得は事

26 一 縱えも罪を犯し侯者首と從と有之

時其從の者も罪一等を減候上其をの外ふ可減子細有之時も又幾等を段々減可申事

〔十六〕婦人犯罪之事

27 一 婦人の犯罪も鞭十五不可過鞭十五以上ふ相當俟せば十五鞭切りふて

残^(未)は教も過料尔て罪を贖可申事

一 婦人の鞭刑も襦半の上とり打可申事但姦淫の類も衣を去直^ル打可申事竊盜の類も入墨可許事

〔一四〇〕

〔未〕不義財物取捌之事

29 一 財物の上尔て罪を犯し侯者本人相手共尔罪有之時を其財物没納可致

事若相手方有罪本人罪無之時も其財物本人え返侯事

30 一 財物の没納可致物ならむ本人え可相返その既尔費し用侯も^ク贖可令出侯事若科人身死候て品をの費用

侯せばも取立^ル不^可及侯事

〔未〕同類の内出奔有之片口尔相成侯者之こと

31 一 同類の内一人も出奔致し一人召捕侯せ

〔未〕其者出奔致し侯者を本人の旨申

出別尔證人無之時も其者も從と致モ刑を加え可申事其後出奔致し侯

者を召捕侯て糺明致し侯せば

〔未〕最初の者本人尔相違無之候も^ク則首と致し殘刑を可加事

〔十九〕罪科加減の例

〔一四一〕

32

一 加とも本罪の上え猶加えて重く致し
侯事減と言ふ本罪の上ふ猶減て輕
く致し侯事但減侯せば四段の死
罪三段の徒各一等と致し減侯事

鞭刑ふ至りても三段宛の一等を減
可申事加え侯せば一段每ふ一等

と致し侯事猶加罪も徒一年半鞭
二十限ふて死ふ不可入加えて死ふ

可入者も其ケ条ふ其訛有之事
点羽一書ふ鞭三十と有之

※

〔一五〇〕

人命

〔廿二〕 人を謀而殺侯者其張本人

宿意を以謀て人を殺候者其張本人
も獄門加擔手傳致し侯者も斬罪

加謀斗ふて手傳不致者も徒一年
半鞭三十

〔廿二〕 人を謀而殺候者其張本人

宿意を以謀て人を殺候者其張本人
も獄門加擔手傳致し侯者も斬罪

加謀斗ふて手傳不致者も徒一年
半鞭三十

〔一六〇〕

役筋の者ふ無之候えも其品取押候
者え被下侯事其役筋ふて取押候
えも押物多少ふたり御賞被下置

其品も沒納可致侯事

〔廿二〕 闕所之事

33 一 闕所の事鞭三十以上專利欲ふ抱り候
科ふ其利欲輕重ふたり田畠或る

家屋敷家財ふ闕所可申付事 重

罪ふ利欲ふ不抱者も律のケ条
出侯外ふ闕所不可致事

〔一五〇〕

〔三六〕 欠

37 一 謀殺侯事行侯えも疵付不申とぞ
張本人も鞭三十加擔手傳の者も鞭

十五

右の張本人縫えも其場ふ不臨共殺候
せば其身手ふ懸殺同然疵付侯せば
も手ふ懸疵付侯同然の事加擔の

者も其場ふ不臨侯えも其場ふ臨侯
そのとり罪一等を可許事

〔一六〇〕

〔三六〕 欠

34 一 「廿二」 取押物之事
一 惣而禁を犯し物を取侯義其懸合

39	一 「マ、」君因の財宝を取候えも強盜之律 <small>ル</small>	〔一六ウ〕
40	一 「サニ」謀而親を殺 <small>スル</small> 候事	〔一七オ〕
41	一 謀て親を殺し候者男女不限肆し の上鋸引婦人夫の父母殺 <small>スル</small> 同然 但鋸引の者も罪の次弟建札致於往 來道路肆し候事三日往來の者勝 手次弟鋸引致させ右日限相濟候 まで鋸引致し候者無之せ <small>ハ</small> る 引廻の上磔	〔一七オ〕
42	一 犯逆の事既 <small>ハ</small> 行候えも縫 <small>スル</small> え疵付 不申共磔	〔一七オ〕
43	一 親類の者妻子不残遠追放家屋敷 家財闕所但子 <small>ハ</small> てを別居の者 <small>ハ</small> 御用捨の事	〔一七ウ〕
44	一 祖父母を殺さんと謀既 <small>ハ</small> 行候者も 獄門殺 <small>スル</small> 候之も磔但母方の祖父母同 様の事	〔一七ウ〕
45	一 婦人夫の父母夫を殺 <small>スル</small> 候を右同様の事 点羽 <small>タヒ</small> 一書 <small>シテ</small> 夫の祖父母と有之	〔一七ウ〕
46	一 伯叔父姑 <small>ハ</small> を謀殺既 <small>ハ</small> 行候えも徒一 年鞭三十疵付候えも獄門殺 <small>スル</small> 候えも 磔	〔一七ウ〕
47	一 伯叔父姑の甥姪 <small>ハ</small> を謀殺致し兄姉の弟 妹を謀殺 <small>スル</small> 候者も斬罪	〔一七八〕
48	一 点羽 <small>タヒ</small> 祖父母父母子孫 <small>ハ</small> を謀殺致し候者 解死人 <small>ハ</small> 不及徒一年半鞭三十	〔一七八〕
49	一 「サニ」謀而主人を殺し候者 謀て主人を殺し候者も男女不限 肆し者鋸引疵付候えも凡て子の父 母不對し候と同様の事	〔一八オ〕

〔朱廿六〕 一家三人を殺候者

50 一 下人他の主人を殺し候者磔但下人主人とり暇出し外奉公致まよりあり
本の主人殺し候他の主人殺候と同様之事

〔朱廿六〕 姦ふ因て夫を殺し候者

51 一 妻妾他人と姦通致し因て夫を殺し候者引廻しの上磔姦夫も獄門若男の手段而已尔て女其謀知らばといえ共女も斬罪又女の手段斗尔て男其謀不知時も唯姦夫の刑尔一等を加えて罪尔行候事

52 一 妻妾人と姦通致し候を現在姦通の所尔て見届則時尔殺候者も御咎あるなし候事

若其場を立去候後訴を無之擅尔殺し候者も喧咤尔て人を殺候と同様の事

50 一 下人他の主人を殺し候者磔但下人主人とり暇出し外奉公致まよりあり
本の主人殺し候他の主人殺候と同様之事

50 一 一家の内非死罪人の三人を殺並人の支體を切ほときむもく殺害致し候者引廻しの上磔家財闕所死者の家え被下候事妻子も遠追放加談

〔朱廿七〕 一家三人を殺候者

〔一八ウ〕

53 一 一家の内非死罪人の三人を殺並人の支體を切ほときむもく殺害致し候者引廻しの上磔家財闕所死者の家え被下候事妻子も遠追放加談

〔一九オ〕

〔朱廿八〕 頭分之者謀殺致し候事

54 一 支配の者頭分の者殺さんと謀既尔行候えも徒半年鞭三十疵付候えも斬罪殺候えも磔

〔朱廿九〕 咒詛毒薬

55 一 咒詛調伏尔を以て人を殺さんと謀者も謀殺の律を以罪尔行候事若唯人を苦せんと謀候者も二等を減候事毒薬用候を同様の事毒薬を買未用者も鞭三十其事を知り薬を賣候者同罪不知時も御咎無之

〔一九ウ〕

- 〔卅〕打擲尔て人を殺候者
56 一 元たり巧尔て殺候心尔き無之一時の喧咷
打擲尔て人を殺候者も斬罪尤相手
の方理不尽の致方尔て不得止事於切
害る相手の親類名主詮義の上被殺
候者平日不法者尔相違無之候々
死罪二等を減可申事
- 57 一 同謀て人を打擲致し因て死尔至
り候えも急所の鉗を得させ候者
を解死人尔可致事但取初事を企
候者も徒一年半鞭三十余の人も何
を鞭十五
- 〔未〕怪我尔て人を殺候者
58 一 怪我尔て人を殺し候或も底付候者打
擲の律尔因て贖を取其者え被下置
候事
- 59 一 途中馬車尔て人を過候者緩急の事マ
至なく者怪我を以て沙汰可致事を
し不慎の儀於有之も打擲の律を以刑を
- 〔二〇六〕
60 一 危き仕業を致し因て人を殺し候者贖
尔き難相成打擲の律を以て刑を加え
可申事
- 61 一 喧咷尔て因て傍の人を殺し底付候者
喧咷尔て人を底付候と可為同前事
若又強て人を殺さんとして過て別人
を殺し底付候者も謀殺を以て沙汰
可致事
- 62 一 〔未〕夫有罪之妻妾を殺し候者
63 一 妻妾夫の祖父母父母を打擲尔となり其夫
打之因て死尔致り候えも御構無之をし
又強て擅尔殺し候得も鞭十五但外の罪
ホルヒリ打殺候得も可為解死人事
夫妻妾を打擲或も罵候も致候尔となり其妻
妾自害候者不及御沙汰事
但重き底ホ負セキ候せりも夫妻妾を打
- 〔二一〇〕
64 一 擲の律尔依て沙汰可致候事

								[未] 一 人を逼て死を致し候者
68	67	66	65	64	63	62	61	[未] 一 手足或も外の物を以打擲致し候者戸 <small>マニ</small> メ十五日底付候得 <small>マニ</small> 戸 <small>マニ</small> 廿日
								但打候所不破と青赤尔腫候を底と
								定免候事
								一 血鼻口の内たり出或も内損血衄候者鞭九不
								淨の物を以て人の頭面を汚候者右同断
								一 齒一枚手足の指一本を折一目を傷ならむ耳
								鼻を傷候者鞭十五湯火を以て人を傷 <small>マニ</small> 者不淨を以て人の口鼻尔入候 <small>マニ</small> を同様の
								こと
								一 齒貳枚指二本以上を折候者 <small>マニ</small> 鞭十八
								一 人の骨を折並両目を傷メ或も婦人の胎を
								堕し並一切の刃物の切底 <small>マニ</small> 鞭二十四兵
								筈 <small>マニ</small> 尔てを柄を打候 <small>マニ</small> 刃物尔無之事
								一手一本足一本を折一目を潰候者 <small>マニ</small> 鞭三十
								一 两手足を折或も両目を潰し或も持病
								小有之所因て癪疾尔至らむ者
								並人の陰険を傷候者徒一年半鞭三
								十右科人家財半分を以て底を得候
								せんともほ事乍存不留者並穀さき
								侯の <small>マニ</small> 不訴者鞭十五

一八〇

者え被下侯事

右条々の科人大勢尔て犯候せり其内底

付侯者を重罪尔致し侯事本趣意

企候者も底付不申共其次の科尔申

付侯事但底を得候者若死尔至り侯

えも同行の内人を殺し候せり不留の

律尔依て鞭十五

〔朱〕 嘘毗尔て双方底有無の事

一 嘘毗尔て双方底を得候せり双方の底

相攷底の輕重尔て罪を定メ侯事尤

跡たり手を下し理直き方モ二等を

減可申事

〔二三三ウ〕

一 指一本を折以上の底日限の内療治候て

平愈致し侯えも罪ニ等を可減日限

満日まで平愈無之者も右の本律を

相用ひ侯事尤婦人破産並病氣平愈

尔てを〔マシ〕 痘疾尔至らる罪減申間敷事

手足其外の物尔て軽き打底も二十日限

金創火毒も三十日切手足を折骨痛ミ

婦人の墮胎も五十日

79

〔朱〕 嘘毗〔勢〕

一 勢ひを以て人を縛打擲致候者の事

争論尔依て人を縛り打擲致し或も於

私家人を押籠〔シテ〕 致し候者鞭九

若底重く内損吐血以上尔致り侯えも平

人打擲たり二等を加え可申事尤目

分手を下し不申共差圖致し候との

本罪尔可致侯事差圖を受手を下

し候者一等を減可申事

〔二四ウ〕

76

一

-

〔朱〕

-

-

-

-

-

罪を可加事

〔二一四オ〕

80

〔朱〕 嘘毗〔勢〕

一 争論尔依て人を縛打擲致し或も於

私家人を押籠〔シテ〕 致し候者鞭九

若底重く内損吐血以上尔致り侯えも平

人打擲たり二等を加え可申事尤目

分手を下し不申共差圖致し候との

本罪尔可致侯事差圖を受手を下

し候者一等を減可申事

〔朱〕

一 下人として主人を打擲致し候者獄門死

81

85	84	83	82
一 人 の 律 少 不 及 事 死 少 至 り	一 妻 夫 を 打 擲 致 し 侯 者 の 事 死 少 至 り	一 妻 夫 を 打 擲 致 し 侯 者 鞭 十 五 打 傷 已 上 の 底 も 平 人 と り 三 等 を 加 え 可 申 事 一 目 を 潰 し 侯 以 上 も 斬 罪 死 少 至 り 候 え も 磔	一 主人下人を打擲致し侯者輕き底も 不及御沙汰事打傷以上の底も平人打 擲たりも四等を減可申事死少至り 侯得も鞭十八怪我少て殺侯えも御 沙汰少不及侯事
〔二五九〕	〔二五九〕	〔二五九〕	〔二五九〕
86	87	88	89
一 子 孫 と し て 祖 父 母 父 母 を 打 擲 致 し 侯 者 少 不 及 事 死 少 至 り	一 兄 姉 の 身 と し て 弟 妹 を 打 擲 少 不 及 事 死 少 至 り	一 叔 父 姑 の 甥 姪 を 打 擲 致 し 侯 者 少 不 及 事 死 少 至 り	一 若 妻 夫 並 妻 を 打 擲 致 し 侯 得 も 又 一 等 を 加 え 可 申 事 死 少 至 り 侯 え も 磔
〔二五六〕	〔二五六〕	〔二五六〕	〔二五六〕
一 夫 妻 を 打 擲 致 し 侯 者 打 痛 以 上 少 あ ら さ き も 御 沙 汰 少 不 及 事 右 己 上 も 平 人 の 律 少 不 及 事 死 少 至 り	一 妻 夫 を 打 擲 致 し 侯 者 鞭 十 五 打 傷 已 上 の 底 も 平 人 と り 三 等 を 加 え 可 申 事 一 目 を 潰 し 侯 以 上 も 斬 罪 死 少 至 り 候 え も 磔	一 兄 姉 の 身 と し て 弟 妹 を 打 擲 少 不 及 事 死 少 至 り	一 若 妻 夫 並 妻 を 打 擲 致 し 侯 得 も 又 一 等 を 加 え 可 申 事 死 少 至 り 侯 え も 磔
〔二六〇〕	〔二六〇〕	〔二六〇〕	〔二六〇〕

〔四〕	「師匠を打擲致し侯者」の事	〔二七〇〕
91	一 師匠を打擲致し侯をの平人爾一等を加え可申事殺侯者も磔	〔二七一〕
92	一 祖父母父母人のゑを打擲せらき其子孫救侯為返打侯者輕き底も御沙汰尔不及打傷以上尔至り侯えも平人打擲たり三等を減可申事死尔至り侯えも定法の通り可為下手人事	〔二七二〕
	並妻として舅姑を打擲ひゑし侯者獄門死尔至り侯えも鋸引怪我尔て殺侯得も斬罪	〔二七三〕
	一 祖父母父母子孫を打擲尔て殺し侯者鞭十五継母も一等を加え可申事但祖父母父母を罵り或も打侯尔とり依之打擲致し死尔至り侯得も不及御沙汰怪我尔て殺し侯を同様の事	〔二七四〕

〔卷六〕 盗賊
〔四三〕 竊盜

93

一 盗致し侯者入墨の上盜取候高爾應し輕重罪科可行事

定

入墨鞭三

同九

同九

口十二

口十五

口十八

口廿一

口廿四

口廿七

同三十

徒半年口三十

口一年口三十

口一年半口三十

斬

但從の者も死罪一等を許侯事

右錢高を以て罪の輕重を定メ候義盜取

候品幾人ルてを分候テを分別の高ル

不抱盜取候本高を以て一人毎ル罪を加え

候事尤徒の者ル一等を減可申事但一時

尔絞家ル於て盜取候せル其内只一家の

財多高を罪と定メ候事米穀ル時の直

段を以て錢ル直し品物直打致させ錢

尔差積可申事

一 盗ル入り候者財物を取不申候得ル鞭三

入墨許し但人之土藏を破り或ル盜ル入り

候次第尔とり大盜ル紛無之候ル財物

尔不抱入墨鞭三十

一 入墨の儀腕ル廻し幅三歩程入墨可致尤初

度ル右腕ル彫り二度目ル左ル彫り三度ル及ル候ル多少ルからル斬罪

〔二八ウ〕

〔四ミ〕 御城中ル入盜致候者の事

一 御城中ル忍入盜致し候者ル獄門

但寛政十一未年四月表坊主棟方嘉林病屈

尔て 御城ル紛入候ル付死罪ル等を許

〔二九オ〕

徒刑ル被 仰付候例

〔朱五〕 自分預物を私曲致し者の事

97 一 御預の物を私曲盜取候者ル従差別無之

盜取候錢高を以て罪を定メ候事尤

幾人ルてを分候テを分別の高ル不抱

盜取候本高を以一人毎ル罪を加候事

定 一 二貫五百文以下

一 二貫五百文以上

一 五貫マツケン文已上

一 七貫五百文以上

一 十貫文以上

一 十二貫五百文以上

一 十五貫文已上

一 十七貫五百文以上

一 二十貫文以上

一 二十五貫文以上

一 三十貫文以上

一 四十貫文以上

入墨 鞭九

口十二

口十五

口十八

口廿一

口廿四

口廿七

口三十

徒半年

口三十

口三十

口三十

〔三〇オ〕

〔朱〕
「四六」御藏之財物盜取候者の事

98

- 一 御藏の財物を盜取候ならむ御藏廻りをの
共御藏の財物を致私曲候者首徒の差

別無之盜取候錢高を以罪を定を候こと
尤幾人ふて分候てを分別の高ふ不抱

盜取候本高を以罪を加え候事尤一人
毎々罪加え候事

定

五貫以下

入墨 鞭 六

五貫以上

口 九

十貫以上

口 十二

十五貫以上

口十五

二十貫以上

口十八

二十五貫以上

口二十一

三十貫以上

口二十四

三十五貫以上

口廿七

四十貫以上

口三十

四十五貫以上

口徒半年

五十貫以上

口一年

五十五貫以上

口一年半

〔朱〕
「四七」強 盜

- 一 追剣強盗の者既ふ行ひ候えも財物をと
り不申共徒一年半鞭三十既尔財物を

取候えも同類不殘磔

盜尔入候者其家人を手向致し或も疵

付候えも強盗の御仕置ゑもをき事
但同類の者助太刀不致者も竊盜を以て

可致沙汰事

101 一 若竊盜已尔財物を捨逃去ほを其家人追

因て手向致し候者も不用此律科人手

向致し候律を以て刑を加え候事

〔三一ウ〕

〔三一オ〕

一八四

一 八十貫以上

斬

- 一 但御藏廻之者致私曲候えも死罪の代
徒二年鞭三十

〔朱〕
「四八」白 壴 人 の 物 を 捜 取 候 者 の 事

- 一 白斐人の物を検取候者鞭三十若取候品

の高多候も竊盜の罪ふ二等を可加こと
徒の者も一等を可減事

102 一 白斐人の物を検取候者〔マ〕〔ミ〕
〔ミ〕〔ミ〕の高多候も竊盜の罪ふ二等を可加こと
徒の者も一等を可減事

弘前藩の刑法典 (九)

- 103 一 又難船のせ便べ乗乱妨致さう候者を 同様の事
- 104 一 喧叱けんせき致さし因いて財物ざいぶつを奪取だつしゆ候者を是又 同様の事
- 105 一 巾着切わじきりの類檢棄けんき候者を無之羊盜きとうの律 を以もて刑けいを加くわえ候事
- 106 一 盜ぞうのゑゑ火ひを付つけ候者を火刑ひけい
但燃立不申まことに候える斬罪せんざい
- 107 欠け
- 〔四九〕 馬ば 盜ぞう
- 108 一 馬ばを盜賣買致とうめいめいし候者を斬罪せんざい
- 〔五〇〕
- 〔五一〕
- 109 一 盜ぞう取致とりし候者を柵取さとりの多少のすこを以も御藏ござんの財物ざいぶつを盜取だつしゆ候律を以もて刑けいを可か加くわ事
- 110 一 山師共過木伐取さんしの者を伐出はつしゆの過木不殘ふそん 取上伐出しの多少のすこを以も罪ざいを加くわえ候事
- 前条同様の事

- 111 一 御留山ごりゅうさん小こて柴薪木しばげんぼくお盜伐だつばの者を過料ごりょう一 貫文尤よ伐出はつしゆし高たか多く候せるも錢せん少すくな差さへ積たま一倍いへの過料ごりょう可か申付しんふ事じ御留山ごりゅうさん小こ無む之ぢ共とも御停止ごていし木木代だい取とり候者を同様どうよう之事じ
- 112 一 山中伐荒有あ之ぢ科人かじん不相知ふあくしせりも伐荒はつこう候こ多少のすこを以も山下さんげ村過料ごりょう可か申付しんふ事じ
- 113 114 一 但檜ただし一本いつぽんの代だい小杉こすぎ百本ひゃくほん杉雜木すぎざくぼく一本いつぽん代だい小杉こすぎ五十いそ本ほん 十本じっぽん 伐荒はつこうの場所ばしょえ植付せきふ不相所ふあくしょも手てとり空山うつさん見立植付みだせ候様さま尤よ植付せきふ多おほき寸すこ三さんヶが年ねん 五ごヶが年ねんの内うち 右う〔ママ〕の年ねん濟寬政九年きくわんせい九年
- 〔五二〕
- 115 一 流失流木りゅうしづりゅうぼく盜揚とうよう候者をの事じ 出水でみずのせのせ流失流木りゅうしづりゅうぼく取上とりあげの者を見分みぶんの上うへ 五ごヶが一い山師さんしたり相あい渡わたり可か申しん事じ若わか隱置いんち候こ被ひ見出みだし候こせりも隱木いんぼく多少のすこを以も過料ごりょう 為ため差出さしう候事じ
- 定
- 一 十本以下じゅうほんげいしや 一貫二百文

<p>〔五四〕</p> <p>〔五三〕</p> <p>〔五二〕</p> <p>〔五〕</p> <p>〔三四〇〕</p> <p>〔三三九〕</p>	<p>117 一 柴艸木石の類人功を以伐取積置侯を 擅る取候者も是又同様の事 但入墨免之</p> <p>116 一 田野の穀物盜取候者も竊盜ふ準し多 少を以罪を定め候事 但入墨同様の事</p>	<p>121 一 強盜竊盜の盜物乍存賣候者品者錢尔 差積竊盜の律二等を減罪を行候事 乍存預置候者又一等を減可申事 但品物高多候共鞭十五尔て許可申事 若不存候えも御構無之品物も本人え 返可申事</p> <p>120 一 竊盜の宿致し財物分取候えも其身不行 行共竊盜の首と可為同罪事財物取不 申候えも一等を減可申事入墨同様の事</p>	<p>119 一 強盜の宿致し候者其身不行共財物を 分取候えも疎財物取不申候えも徒一年半鞭三十</p> <p>118 一 夜中無故人之家え入候者も鞭三若其家 人即時尔穀候せても御構無之若又既ニ 捕置擅尔打擲致し底付候も平人打 擲とり二等を減罪行候事死尔至り候 えも鞭三</p>
--	--	---	--

〔五四〕 夜中無故人之家え入候者の事

〔五三〕 柴艸木石の類人功を以伐取積置侯を
擅る取候者も是又同様の事
但入墨免之

〔五二〕 田野の穀物盜取候者の事
少を以罪を定め候事
但入墨同様の事

〔五〕 柴艸木石の類人功を以伐取積置侯を
擅る取候者も是又同様の事
但入墨免之

〔三四〇〕 田野の穀物盜取候者の事
少を以罪を定め候事
但入墨同様の事

〔三三九〕 田野の穀物盜取候者の事
少を以罪を定め候事
但入墨同様の事

- 〔五六〕 免之
122 一 手段を設々人を勾引候者鞭三十因て人
底付候者も斬罪
- 〔五五〕 [未定] 〔三五五〕
123 一 入墨を抜取候者の事
「未定」 入墨を抜取候者其後竊も抜取
者も鞭三入墨仕直可申事
- 〔五六〕 謀書謀判致し候者の事
124 一 御印並奉行諸役人の判を似き造候諸渡
物も盜取候者獄門未財物を不取者も死
罪一等を減可申事
- 〔五五〕 〔三五六〕
125 一 似き印形似き手紙或ひ古手形を取捨公
私の物を取候者も竊盜も準し錢のゑ
うを以罪科の輕重可行事
但入墨竊墨同様
- 〔五五〕 〔三五七〕
126 一 語らむ手段もて取候者は又竊盜同様の
事入墨も可免之
物取も無の申訳の為有合の印形押候類
- 〔五六〕 〔三五八〕
127 一 盗致し入墨も被行候者其後竊も抜取
者も鞭三入墨仕直可申事
- 〔五六〕 〔三五九〕
128 一 在々通り役人を似き往来の人馬賄も為差
出候者も鞭三十

- 〔五六〕 免之
129 一 在々通り役人を似き往来の人馬賄も為差
出候者も鞭三十
- 〔五六〕 [未定] 〔三五九〕
130 一 似せ金銀を造候者並私も錢を鑄候を
の疎細工人同罪其余加談の者死罪一等
を減可申事但似せ金と乍存通用致し
候者同様の事
- 〔五五〕 〔三六〇〕
131 一 賄賂〔未定〕
〔五五〕 〔三六一〕
132 一 狂法賄賂之事〔未定〕 狂法ノ賊ト云ハ金銀貨財ヲ取テ
其罪ヲ見遁シラ狂法ノ賊ト言テ
賄賂を狂ゑ〔未定〕事を致し候者錢の高を
以輕重の罪も可行事尤何人より受候てを
惣錢押合其高を以て罪を相立候事若犯
候こと重候もゝ人の罪を輕重致し候律
を以て刑を加え可申事

	〔三六ウ〕	〔三七ウ〕	〔三八オ〕
一 十貫以下	鞭 〔マウ〕	口 〔ツ〕	口 六
定	同九	口廿貫以上	口九
一 二十貫以上	同十二	口卅貫以上	口十二
一 三十貫以上	同十五	口四十五貫以上	口十五
一 四十貫以上	同十八	口五十一貫以上	口十八
一 五十貫以上	同廿一	口五十四貫以上	口廿一
一 六十貫以上	同廿四	口五十七貫以上	口廿四
一 七十貫以上	同廿七	口五十九貫以上	口廿七
一 八十貫以上	同三十	口六十貫以上	口三十
一 九十貫以上	同三十三	口六十一貫以上	口三十三
一 百貫以上	徒半年	口六十二貫以上	口三十三
一 百十貫以上	口一年	口六十三貫以上	口三十三
一 百廿貫以上	口一年半	口六十四貫以上	口三十三
一 百廿ノ以上	口三十	口六十五貫以上	口三十三
一百廿貫以上	〔三七オ〕	口六十六貫以上	〔三七オ〕
死罪之代徒二年鞭三十			

	〔三六ウ〕	〔三七ウ〕	〔三八オ〕
〔未〕「六十」不狂法賄賂之事法も狂ぬとも賄賂を取財と云ふ	「六一」堅財之事慈郎切音財夫受財也亦非理所得賄賂皆曰賊	「六一」口以上	一 口六
一 賴を受て錢を取り候得共狂ぬ事無	一 差て頬合の事を無之通例只財を受候分	口廿貫以上	口九
之者も惣錢の高抽合半分尔して罪を	も坚財の罪不可行事尤惣錢半分尔致	口卅貫以上	口十二
定を候事但一人たり受る半分尔不致候	し候て罪を定を候事前条同様の事	口四十五貫以上	〔三七オ〕
定	尤與候者三等を減候事	口五十一貫以上	〔三八オ〕
一 十貫以下			
			戸ノ二十日

〔未〕「六十」不狂法賄賂之事法も狂ぬとも賄賂を取財と云ふ

131 一 賴を受て錢を取り候得共狂ぬ事無

之者も惣錢の高抽合半分尔して罪を

定を候事但一人たり受る半分尔不致候

定

一 十貫以下

鞭 三

一 十貫以下

定

尤與候者三等を減候事

戸ノ二十日

〔六二〕 賄賂を行候者の事

〔六五〕 〔三九〇〕

133 一 賄賂の約諾致し候者の事
を狂侯者(ニ)も狂法(マ、)不準し一等を減罪を可
候(ミ)え不狂法(ル)不準し一等を減罪を可
加事

一八九

〔六三〕 賄賂の約諾致し候者の事

〔六四〕

〔六五〕 田 宅

〔六七〕

133 一 賄賂の約諾致し候者の事
を狂侯者(ニ)も狂法(マ、)不準し一等を減罪を可
候(ミ)え不狂法(ル)不準し一等を減罪を可
加事

一 口 以上
一 二十貫以上
一 三十貫以上
一 四十貫以上
一 五十貫以上
一 六十貫以上
一 七十貫以上
一 八十貫以上
一 九十貫以上
一 百貫以上
一 百廿ノ以上

口 三十日
鞭 三
口 六 同九
口 十二
口 十五
口 十八
口 二十一
口 二十四
口 三十七
口 三十

〔三八〇〕

134 一 下の願事有之賄賂を行候て法を狂侯(者)
事を行候えも差出し候錢高を以
坐賊の律(ル)當刑を可加事尤狂侯事
重侯(ミ)も重き方(ル)沙汰可致事若
上ゑは 強侯(ル)て無拠差出し候(ル)
御咎無之事

〔六六〕

〔六四〕 茂合取立私曲致し候者の事

135 一 茂合錢為差出私用(ル)致し候(ル)の狂法

の律を以て罪(ル)行候事音信(ル)相用
自分使ひ不申共口様の事

〔六七〕

136 一 隠田畠致し候者一反歩たり五反歩迄(ル)鞭六
五反歩每(ル)一等を加え可申事但隠田畠
御取上ヶ隠反(ル)一年の年貢可為差出事
御檢見のせ(ル)惡地(ル)と振替見せ候者
右の格(ル)て一等を減可申事尤反(ル)多候
共鞭十五(ル)て許可申事村役の者乍存

一八九

見逃致し置候も、本人「口罪」の事若不

存候も、五反歩以下も許之五反歩以上も

右の格専て三等を減可申候尤反歛

多共鞭九専て許可申事

〔六八〕

〔未ミ〕 田畠質入の事

138 一 年季を以て質入致し候田畠年季相濟

本人より元利返済受戻を求候得も外

事不託し不相返年來押領致候をの

鞭三年來の小作米可令返事

〔未ミ〕 田畠之押領の事

139 一 他人の田畠を事ふとせ押領致し候者

屋敷も一軒田畠も一反歩専て五反歩まで

鞭三五反歩毎専て一等を加え可申事尤反

歛多共鞭十八専て用捨可致事但年來の

小作米令返候事前條同様の事

〔六九〕

〔先六九〕 内借の事

141 一 御藏廻の者御藏の米錢致内借候者も

米錢の高を以て竊盜専て準し罪専行

可申事若懸りの者専あらさほる一等
を減可申事但入墨も許之

〔七〇〕 欠

〔先七〇〕 訴訟付手越の訴状の事

143 一 訴状差出者其向も支配頭も差出可申事

手越致し奉行御役人え差出候てを

取上ヶ申間敷事若願難相成義を強て手

越専出候も戸メ卅日

但願可相立筋を支配頭専て取押置或も

支配頭の非道の取扱有之を訴候願う可

140 一 御収納之年も十一月卅日迄皆済可致事若

翌正月迄無故して皆済無之も御収納の

高十分専割一分滞候得も戸メ廿日一分毎

専等を加え可申事と村役「様」の事尤

鞭九専専て許可申事

〔七一〕

〔四一オ〕

〔七二〕

〔未ミ〕 倉庫

〔未ミ〕 六八 御収納之遲滞の事

〔七〇〕

格別事

〔朱七一〕無名之訴状の事

144 一 無名の訴状^{〔訴〕}投入致し者鞭三訴状の趣取
上ヶ沙汰致間敷事

〔朱七二〕不實之事致訴状侯者の事

145 一 不實の事を申出人を罪^尔落さんともほ
者鞭刑追放^尔可被行事を訴侯えら

可為追放事若死罪^尔可相成義を訴侯
えら鞭三十徒一年半

146 一 若被訴侯者御沙汰既^尔極て其罪被行
候後不實の事顯侯えら罪^尔行^シき侯

者^の刑^尔一等^を可加事死罪^尔被行侯

えら可為下解死人事

〔四二一〕

〔朱七三〕親族訴侯者の事

148 一 子孫の身として祖父母父母の事を訴
妻として夫並舅姑の事を訴侯者鞭
三十虛説を構え裁許を願侯者鞭十五
訴侯事偽^爾候得^シも平人^{ヒト}り罪三等を加
え可申事

〔七四〕

149 一 但被訴侯者^尔科人身申出侯律と同様の
事若伯叔父兄姉非道の事有^シ不得止
事申出侯^シ可為格別事

〔朱七四〕子孫父母の教^尔背侯者の事

150 一 子孫として父母の教不違ひ或^シ養
育欠侯義有^シ者鞭十五但^シ父母申
出^シ可^シり刑を可加事

〔七六〕

〔四二一〕

〔七五〕

147 一 若^シケ条訴侯せ^シ輕き事も實^シて重
き方^シも偽^シ或^シ一事^シて^シ輕き事重
申出侯者鞭の内實事分を差引残^シ
鞭數を以刑不行侯事

〔七七〕

151 一 訴訟の腰押致し侯者或^シ人の為^シ
訴状を造り人を罪^尔落さんと致者
本人と同罪と可致事

〔未〕「七六」強訴

152 一 願難相立儀を大勢徒黨ぬし支配
頭の差圖を不相用於強訴も其棟梁
致し侯者鞭廿四加談致し侯者一等

を可減事其余一通の余黨よとう吟味の

上用捨可有事

〔未〕「〇」運上

〔未〕「七々」隱津出の事

153 一 隱津出致侯者品物取押鞭十五相對致

し賦侯者過料一貫二百文

但二百俵「マ、」上の隱津「出」家財家屋しき

闕所拂可致事

〔未〕「一」米留有之せり無手形米隱出し候者鞭六

駄賃付も過料一貫二百文

〔未〕「七八」隱荷揚「引」之事

154 一 旅船荷上け致し侯者品物取押致相對の

問屋鞭六家業取放

〔未〕「七八」〔四三〇〕

〔未〕「七九」隱商賣の事

156 一 隱商賣致侯者品物取押過料可為差
出事但過料の定別帳戸枚方条例有之

〔未〕「〇」雜犯

〔未〕「八〇」博奕

157 一 博奕致侯者鞭三其場の金錢「マ、」設官
可致事但宅致し侯者可為同罪事尤

其場「ル」居合せ侯者の外同類有之と「よみか
るた等」
逸「ヨミカ
ルタ等」義「ヨミカ
ルタ等」不及但輕き宝引「ヨミカ
ルタ等」
候「ヨミカ
ルタ等」致し侯者戸メ三十日

〔四三〇〕

〔先〕「八一」御用を頼合致侯者の事

158 一 御用事を曲て頼合致侯者戸メ三十日頼
侯者並頼も受侯者同罪の事若既尔
施行侯えも頼も受侯者鞭六頼侯
者も其事親戚朋友の為ル侯える本罪
二等を減自身の爲ル侯得も本罪
の上ル一等を加え侯事尤曲「け」侯事
重侯える人の罪を輕重致し侯律を以

〔八二〕

〔四四〇〕

〔四四一〕

刑を加え候事はらゑ免爾賄賂を取
候得も狂法の律を以刑を加え候事

重きも戸メ三十日

〔未〕
〔八二〕 人之罪を輕重致候者の事

159 一 依怙贔負を以て人の罪を輕重致候者
も其増減致し候所を以其分の罪を加
え候事若或も全く隠し或も全く偽
候えも其本罪を以刑を加え候事

〔八四〕

〔未〕
〔八五〕 不可為義を致し候者の事

164 一 不可為義を致候者も事の軽きも戸
メ廿日重きも鞭三是ケ条の義元來重
き科も律も正しきケ条有之候えも

〔四五ウ〕

軽き事ふ至り候事麥萬端ケ条難延
候間有様尔儀二等尔分此ケ条を以沙汰
可致事

〔未〕
〔八三〕 失 火

160 一 失火致候者戸メ廿日類焼有之候えも

〔八五〕

〔未〕
〔八六〕 科人手向致候者の事

165 一 科人逃走捕手の者え手向致し候者
本罪の上え二等を加え可申事尤人尔疵

〔八九〕

166 一 窒破並預の内縛解き出奔致し候者本
罪尔二等を可加事

付打傷尔致り候得も斬罪

〔未〕
〔八七〕 科人出奔之事

167 一 窒破並預の内縛解き出奔致し候者本
罪尔二等を可加事

〔九〇〕

〔未〕
〔八四〕 御觸尔背候者の事

〔八七〕

168 一 預の者不覺尔取逃候者預人並番人

〔四六オ〕

一九四

放可致事

三十日内専捕候様申付若捕かね候せいか
も罪人の科く三等を減可申事熊くま

逃し候得れ科人同様

[未]「ハミ」科人を隠し候者の事

168 一 科人御諭義の者を乍存隠置或も其

事を告知らせ逃候せれ科人の罪ニ

一等を可減事

[九二]

[未]「ハミ」私専升秤を造候者の事

169 一 私専舛秤を造り通用升秤を増減致

奸曲の者鞭六

[九二]

[未]「九二」馬札紛失之事

173 一 惡事無之出奔之後立帰り候者御閥所

の外専出不申候得れ過代夫役十日

[九二]

[未]「九二」馬札紛失之事

175 一 馬札紛失致候者過料一貫文

[未]「九三」犯くわ

[未]「九三」亥淫

176 一 女淫の者も鞭九男女可為め「罪事夫有之

者も鞭三十

177 一 強姦の者も徒一年半鞭三十未成者も

鞭三十

178 一 奴まつこ十二歳已下を亥候者強亥め「様」の事

一 妻女を許候て亥めを致せ候者本夫亥

[九四]

[未]「九二」立帰之者の事

171 一 科有御沙汰の上追放被仰付候者御構
の地え立帰り候えれ鞭三本の如く追

[四七ウ]

婦何を同様の事

右何を交所尔於て見届あしなば
證拠有之夫或も親類たり申出尔たり

御沙汰可致事外たり訴候類も御取

上まきなし

〔九四〕 僧尼之犯交

180 一 僧尼犯交侯者も平人交淫の罪尔等

を加え還俗為致候事相交し候者

も平人爾交淫の罪尔行候事

〔九七〕 獄門

183 一 男女痴斗尔て存命ニ候得も是又三日
肆しの上乞食手え相渡可申事
主人下人と申合相果候者下人相果主
人存命尔候得も下丰人尔不及乞食

〔四八ウ〕

〔九七〕 隠遊女

184 一 御免場の外隠遊女抱置渡^セ致し候
者も鞭三

〔一〇〇〕

〔九七〕 隱遊女

185 一 御免場の外隠遊女抱置渡^セ致し候
者も鞭三

〔四八オ〕 以上

〔四九オ〕

〔九八〕

〔四八オ〕

〔九六〕 下人家長の妻女を交侯者の事
181 一 下人として妻女を交侯者斬罪妻も
一等を減可申事

〔九五〕 相對死の事

182 一 男女申合相果候者子細あせなく候
得も死骸取捨若女を先尔殺し男存

命尔候えも下死人男相果女存命尔
候得も下手人ニ不及三日肆の上乞食

萬延二年正月書畢之

〔四九ウ〕

昭和五十九年十月に神戸学院大学で法史学研究大会が開かれた際、高塩 博会員より、小生のこの一連の作業に関して、二点の御教示を得た。第一点は、最初の作業における解題に布施弥平次博士の業績が洩れている旨の指摘であり、これについては小生もすでに気付いており、いづれ補訂を試みる旨を答え、その後、本稿(六)で責を果たした。

第二点は、氏もまた先年古書肆より一写本を購入し、内容の検討をしておられる旨であった。早速お願いしたところ、直ちに朱書きまで明示したコピーを御惠贈くださり、小生の研究資料としての利用を快諾された。一連の作業の遅延のため、今回ようやく本書に着手できた。氏は本書のこのような形での公開も快く承認いただき、あまつさえ原本の借覧も許された。あらためて氏の学恩に深謝する次第である。

本書の体裁は、以下のとおりである。

本書は、袋綴じ四九丁の前後に無地黄土色の表紙を黒糸で四目綴したもので、縦二三・八センチ、横一六・七センチである。表紙の左肩に貼りつけた題簽は、子持墨で開み「寛政改正御刑法帳」と記す。第一丁表右端中央「目録」と記した下に朱長方印□蔵を捺す。全文同筆で、さらに朱筆で項目番号およ

び若干の追加訂正をほどこす。訂正の多くは誤字を白抹し、その上から墨書している。平明であるが個性的な書体で、異体字・仮名を多用し、他の写本と表現をやや異にする箇所も多い。各面十一行、各行十六字ないし十八字である。

「覚」の後に見える

伴 才 助 参考

吉沢 庄太夫

菊池 寛司 関正

赤石 安右衛門

なる記事は、すでに紹介した写本の中では(三)の『寛政律』第一本で全条文の末尾に記されている。この記事の本来のありかた、原位置についても、写本の伝写関係を考える上で重要な点がかりのひとつである。

「目録」は、すでに紹介した(1)(3)(5)(6)の他にも多く見られる。標題番号は(2)『御刑法書之写』には付されていないが、(3)が墨書で付すのに対し、(5)(6)はこの写本と同様に朱書きで付している。そのうち(5)『寛政律』第三本の表紙裏貼紙の裏側に辛うじて一部残された異種の目次は「八十一」から「九十七」までの朱をほどこしたもので、ことに「九十五 下人家長之妻女を姦候者」は朱書きによる後補であ

り、この点もふくめて（六）『寛政律』第四本の目録の該当部分とほぼ一致することは、すでに指摘した。ところでこの写本

の「下人家長之妻女を姦候者」が「相対死之事」の後にあるため生じた「九五」と「九六」の入替わりを除けば、当該部分については、これらとほぼ一致する。そこで念のために（六）との対比を試みると、（六）の「四十三」が誤って記されたために生じた番号のずれは、本書の「五十」盜札之事を（六）が欠くため、解消される。また（六）は本書の「夜中無故人之家え入候者之事」を欠くが、先の「盜札之事」を「五十五」に入れており、ここでそれは解消する。

対比して記しておいたように、本書の「四九」以下は、他本の目次とそれをみせる。目録に見えぬ四九は107条、五六は標題を、八六は161・162条を、それぞれ欠く。他に本文中で欠けているのは、36条、47条、142条、174条である。

もとより、いずれの写本も変体仮名・異体字を用いているが、本書ではあえてそれらの一部をそのまま表現してみた。その中に一、二の留意しておきたい仮名づかいがある。一つは、「正すべく」（五丁裏）、「逃去する」（一三丁裏）、「至らすむる」（三四丁表）などで、いずれも「す」は「し」であろう。また「後」を仮名で「のり」（二二丁裏、二四丁表）とする例もある。

り、他の写本に見られぬ表現である。本写本作成者のてがかりの一つといえる。

写本作成の際に生じがちなミスのうち、内容の理解を欠くために生じるものが多いことはいうまでもない。本書が単なる幕藩体制下のある外様藩の刑法典というにすぎないものであれば、当時の常識であった内容がほとんどであり、そのためになじる誤りも乏しいものであつたに違いない。しかしながら本書が単に幕府法を模倣するにとどまらず、当時の最新知識ともいべき、中国法を取り入れたものであつただけに、中国の法とりわけ律の知識を欠く者すなわち写本作成者にとつては、致命的な誤りを冒すことはむしろ当然ともいえた。逐一そのような例をとりあげるゆとりはないので、一、二の例を示すにとどめたい。

まず賄賂の六一「枉法」である。筆跡によつては判別にくいものが多いが、「枉法」と記すと思われるものが多い。したがつて六二「不枉法」も同様に「不枉法」となる。たとえば（三）の130条では「ヲカス」と仮名をふる。ただしこれまで狂を訂正して掲載しておいた写本が多い。

とくに書入れられた注の類の中で、六一「枉法ノ贓…」の割注は（三）（五）に、六一「法ハ枉ねとも…」の割注は（二）

(五)に、六三の贋について「慈郎切」の割注は(1)(五)に見える。六三について(三)に別種の書入れも見られる。いずれも贋または坐贋の文字を正確に把握しているとはいがたく、賊や座賊にあやまるものが目立つ。このようなところからも、出自のすぐれた写本をもとめるのがかりの一つとできよう。ちなみに(四)(七)(八)には、このような書入れは見られない。

本文に欠ける条文のうち、36条を欠くのは本写本のみなので、これを除くと、107条火付張札、108条失火、109条野火、47条子孫謀殺、142条器財取替、174条無札之馬売買の各条について見えておこう。本書では47条を点羽として48条の後に置いているが、47・142条は(二)もこれを欠く。(六)も47条を欠き、142条については失われた後半に属するので不明である。つぎに(二)のみ107条(文化元年追加)を有する。161条を欠くのは本書のみであるが、162条については京大本が101条の後に貼紙の形で付け加えており、(五)のみ162条を本文末に置くが、これまた貼紙で追加した形をとっている。また(三)も162条と163条の順が逆になっている。しかしこれは單なる筆写ミスであろう。

(六)(八)では後欠部分にあたり、不明である。174条は(三)(五)がやはりこれを欠く。個々の条文を逐一検討している段階

ではないので、この程度にとどめておくが、本書の条文異同箇所に、伝写關係のみならず、寛政律の後補改訂をうかがわせるものもあることが、知られよう。なお、「御自筆之写」「覚」その他を欠くことも留意しておきたい。

筆写時期について、明治前の年次を明記する写本は、管見した限りで、以下のとおりである。

* 寛政九年(一七九七)三月「寛政律」成る

(八)『寛政律』第六本……天保四年(一八三三)

(三)『寛政律』第一本……安政元年(一八五四)

(七)『寛政律』第五本……安政五年(一八五八)

(九)『寛政改正御刑法帳』……方延二年(一八六一)本書

(四)『寛政律』第二本……慶応三年(一八六七)

これらは、もとより写本の系統を明らかにする直接的手掛りとはしがたいが、無年記の諸写本を分析していく第一の手掛りであり、また文化律の成立にもかかわらず、寛政律もひきつづきその生命を維持していた可能性をうかがわせる資料でもある。

付6 『要記秘鑑』三十三 (一)

〔八〕 義絶 勘當 和談

157〔二七五六〕 宝曆六年三月十四日

一棟方弥市郎申立い、私一男八十アラハチ之儀不行跡アラハシニ付、四年以前致義アリ絶、知行所江差遣置シテル處シテ、致干悔アリカヒ、義絶免許之儀數度相歎申ハシメ」間、差許手前江引取度儀申出スル之、承届旨申遣スル之、

158〔二七五九〕 宝曆九年七月十一日

一沢与左衛門、娘不宜儀御座スルニ付度々加異見アリカヒ得共アリ、相用不申ハシメニ付義アリ絶仕スル、私手前スルニ差置不申旨申出スル之、承届、

160〔二七六六〕 安永三年六月十三日

161〔二七七四〕 安永三年三月十八日

一田口五市郎申立い、私手前スルニ罷有スル姉儀アリ、不行跡アラハシニ付、親類ともアリ打寄アリ、教訓仕スル得共アリ、相用不申ハシメ、增長アラハシニ付、義絶之上アリ、

上スル、在方江遣置度シテ、旨申出スル之、承届、

162〔二七七五〕 安永四年三月廿一日

一竹内甚左衛門、父方之伯母不埒之儀アラハシニ付、先達而義絶之處シテ、心底アリ相直リスルニ付、差許呼入度儀アリ、同之通スル、

163〔二七七七〕 安永六年三月十八日

一進藤宇右衛門、性善之助病身アリ付嫡子アリ難相立段アリ、先達而申同一日アリ御沙汰之内アリ、早速手前江引取スル様申付旨スル、申遣スル之、

相濟アリ様承知スルい、娘儀如何可被仰付哉アリ之旨申出スル之、金五郎儀アリ御沙汰相濟スル間、義絶之儀勝手次第申付旨申遣スル之、

之、承届、」

〔三五才〕

168 同十一日

一佐々木專太郎申出い、甥佐々木仙隆と義絶御断申上い得共、亡父仙隆兄之儀ニ付、〔靈供料〕仙隆生涯之内、同人方江差遣申度旨、承届い、」

164 〔二七八八〕 天明二年正月廿三日
一白取數馬申出い、御留守居三番組支配石井清次郎母方之伯父吉町八左衛門と義絶之儀申出い間、御目見以下之儀ニ付「私承」置い旨、手紙を以申出之、承届之、

165 同年二月五日

一清藤十藏申立い、私母清野兵八姉、親存生之内離縁仕い処、父方ニ近キ親類も無御座いニ付、〔叔兵八〕と和談之上、同居仕い而見繼」を受、其上母養育仕度旨、兵八らも願申出之、

双方願之通」申付之、

166 〔二七八六〕 天明六年四月十四日
一小笠原左内弟兵藏、行跡不宜勘當仕い処、此節行跡相直りい付、「勘當差許申度旨、伺之通、

169 〔二七八七〕 天明七年十二月十日
一小笠原作内弟、先年勘當仕、去春養母依願勘當差許御聞届も相済い処、又々不埒之儀共有之、勘當仕い旨申出之、承届、」

170 〔二七八八〕 天明八年八月廿八日
一須藤久米之助、母方之伯父長尾多門義、所存相叶不申、〔子〕儀絶之旨申出之、承届之、

171 〔二七八一〕 寛政三年三月廿一日

一御持鏡奉行大湯市兵衛娘、存念不相叶、義絶御届申上い処、此節」年頭〔マコ〕ニも相成心行相直り、両親をも見繼申度心躰ニ相成いニ付、義絶」差許、對面致度儀、願之通、
届、」

167 同年五月十日
一山中大助二男金次郎、不行跡增長ニ付勘當仕い旨申出之、承

172 同年四月六日

一 斎藤三司、実方之妹大湯市兵衛娘、存念不相叶、義絶之処、
行跡」相直りぬニ付、義絶差許、對面仕度儀、願之通、

173 同年五月十二日

一 御手廻葛西忠太郎弟左吉、存念不相叶、義絶之旨申出之、承

届、」

174 同年六月十七日

一 御手廻前田源右衛門娘、所存ニ相叶不申ひニ付、致勘當之旨
申出之、承届、」

175 「八〇七」
文化四年二月廿六日

一 寺社町九浦之者、是迄久離義絶勘當之者、此度御用有之
間、「女男ニ不抱、名前年齢年月共書記、支配頭ニ而取調之
上、來月中」迄、人別方江無間違書出ぬ様、
一 出奔者之儀ハ、是迄年中一度取調書上被仰付罷有得共、此
末出奔」人并久離義絶勘當之者有之ハ、支配頭迄断出ハヽ、
其度々早速」人別調方江相達ぬ様、尤以来久離義絶勘當致ハ
者之内ニ而も、其」者ニ寄、公義江御届申上ハ間、無間違書

出ぬ様、若等閑ニ相心得、申」出落於有之ハ、支配頭迄急度
御咎可被仰付ハ間、右之趣相心得、早」速人別調方江書出ハ
様、御觸有之、」

176 「八〇〇」
文化七年七月廿九日

一大組与力古川惣左衛門姓多藏儀、言行立直ハニ付、勘當差許
同居為」致度儀、御聞届相済ハニ付、嫡子仕度儀、願之通、

九 一間所 他出差留 聲高

177 「七七〇」
明和七年六月朔日

一 成田定次郎親市左衛門、氣分悪敷、先達而伺之上、一間所江
押込置」ハ處、昨晩同所押破、近所ニ有合ハ庖丁持、馳出ハ
ニ付、家來取鎮ハ」處、手之内少々怪我仕ハ、早速取鎮、一
間所江入置申得共、門」外江走出、近所騒シハニ付、此段
申上旨申出之、承届、」

178 同年七月卅日

一 建部登申立ハ、弟田村太次郎儀、先年弓町竜仕、罷在ハ處、
此間」乱心難見放御座ハニ付、取放難差置御座ハ間、同人忤

田村」弥六居宅江引取、居間之口相堅差置申度奉存の間旨申出、「伺之通申付之、

一同年八月十一日田村弥六親太次郎儀、和徳町ニ罷有の節、不

培之儀有之ニ付、押込置の様申付之、

179 明和七年十二月四日

一廣田兵右衛門申出い、私妻病氣ニ付、御通筋之儀、高聲等仕

ひ而者、「恐入奉存のニ付、先達而申上い処、御通之節、親

類共江成共、引取置の様」被仰付、是迄右之通仕得共、弥
增乱心同前ニ罷成、其度々引取」の儀、難儀仕のニ付、一間
所江押込置申の間、御通之節高聲等之儀」御免被仰付度奉同
旨申出之、承届い、」

180 [七七二] 明和八年十一月二日

一御手廻与力谷川源太郎、伴久太郎儀、家中奉公致居の処、不届
之儀有之ニ付、源太郎方江引取、他行不致の様申付之、

181 [七七三] 明和九年九月十六日

一御馬廻豊嶋幾右衛門二男忠太儀、不行跡增長ニ付、他出不為
致」急度慎せ置の様申付之、同十七日右ニ付幾右衛門遠慮伺

之通、十月」七日御免、

安永二年八月十八日右忠太慎 御免、

〔三七〇〕

182 [七七四] 安永二年七月一日

一戸兵五左衛門弟藤吉儀、明和二年氣持悪敷、其節御断申
上、別」間ニ仕差置の処、昨夜病死仕の旨申出之、承届之、

183 同年八月十日

一豊嶋幾右衛門申立い、私親類豊嶋太次郎姉、本田安郎^{〔アラシ〕}左衛門
養母病」氣ニ而氣分不宜の間、快氣迄之内、一間所江差置申
度奉存い、尤太^{〔アリタ〕}次郎儀江戸詰ニ付、私方より奉伺旨申出之、
伺之通被仰付旨申遣之、」

184 [七七四] 安永三年六月十三日

一御留守居支配古川三郎次親勝左衛門儀、病居ニ而氣持悪敷、
聲高」成事多御座の間、外聞騒々敷御座の旨申出之、承届
之、」

185 同年十一月廿九日

一菊池左内申立い、菊池寛司繼祖母老耄ニ而無正氣、家内并親

類」近所共無訛噂共申出、前後不埒之駁ニ御座ハ、寛司在勤ニ付、私々申上旨申出之、承届、

仕、折々高」声物言等申ハ、門前御通之節、右体之儀御座ハ哉、此段申上旨」申出之、承届ハ、

186 安永四年七月十八日
〔一七七五〕

「今井伊右衛門性忠三郎、一間所々走出ハ間、早速追懸ハ処、御用新長」屋江走入ニ付、取押、罷帰、一間所江押込置申ハ、右御用屋敷江走入ニ段、無」調法ニ付、遠慮伺之通、同廿二日 御免、」

187 安永六年三月十八日
〔一七七七〕

「御留守居支配船水孫次郎性、狂氣之体ニ而、町々致徘徊、腰物等抜」散ハ由相聞得ハ間、不為致他出、差置ニ様、御留守居組頭江申遣之、」

188 安永八年七月十二日
〔一七八九〕

「笠原兵司妹、逆上強、氣分不宜、聲高等之儀御座ハ而、騒々敷御」座ニ旨申出之、承届ハ、

189 安永九年五月廿三日
〔一七八〇〕

「安藤七郎左衛門性久次郎儀、先達而病氣之処、今ニ恥と不

190 安永九年八月三日
〔一七八五〕

「小田桐幸之丞性長四郎、乱心同前之儀共有之、不届ニ付、幸之丞江御預」被仰付、一間所江押込置ニ様被仰付旨申遣之、同四日右ニ付遠慮伺」之通、同十四日御免、

191 天明五年八月十三日
〔一七八五〕

「堀五郎左衛門申立ハ、養父唯乘儀、此間氣分別而相勝不申、昨晚」高窓ヲ拔出、御堀端所々并中町百石町辺迄廻り推參致ニ旨、同人江承ニ得ハ、答之儀一向相分不申ハ、居所敵敷仕ニ得ども、「右之仕合恐入遠慮伺申出之、不及遠慮申遣之、」

192 天明六年正月十五日
〔一七八六〕

「御馬廻番頭今次郎八性五三郎儀、御尋之御用有之、次郎八江」御預、他出不致セハ様申付之、

193 天明六年正月十五日
〔一七八七〕

料一御用所坊主木村利齋儀、御尋之御用有之ニ付、親半齋江御預、他出不致セシ様申付之、
二月廿六日、平日行跡不宜趣相聞得、不届之者ニ付、掃除小人江」役下申付之、

194 同年四月十五日

一八木橋嘉兵衛申立ハ、從弟野呂力次郎江戸詰之處、同人母先年カ氣分不宜、一間所江入置申カ處、先頃カ余病差發、大病ニ相成ニ間、「快氣迄之内、一間所カ差出、附添養生仕度旨、同人家内相」願申カ間、伺之通、

195 同廿六日

一今次郎八恃五三郎儀、行跡不宜趣相聞得、御食議被仰付カハ、歷々カ不似合、寺院等江合力ニ相廻カ旨申出、不培之至ニカ、依之同人」生涯カ新次郎八江御預、急度憤カ置ニ様被仰付之、「

同廿八日遠慮伺之通、五月八日 御免被仰付之、

196 〔二七八九〕 寛政元年三月廿一日

一諸手足慤武忠之丞と申者之弟、狂氣ニ相聞得、萬一御

通」筋等江罷出カ而ハ、以之外之事ニカ間、外出不致セ、差置ニ様申遣之、」

197 寛政元年七月十八日

一寄合笠井還右衛門儀、昨晩下鍛治町相撲宿江罷越、不慮之

儀有之、相撲之者江手疵負カ、相撲之者ニ取防セラレ、同所

ニ罷有カニ付、早速還右衛門宅江引取セ、町同心之内、兩

三人番人申付、「其後御中小性之内并親類カ見繼申付之、

同二年二月十三日、右角力江手疵負セ相果カ始末、武士反シ扶持被下置、「御自見以上御留守居支配被仰付之、還右衛門儀ハ生涯他出」御差留之上、忤兼藏江御預被仰付之、

198 寛政元年十一月十六日

一御留守居組村田兼次郎申出カ、兄鉄弥御食議之筋有之、御預被仰付カニ付、御用唐江罷出カ節ハ、隱居之儀ニ御座カ間、「羽織斗着セ可申カ哉、私儀も蒙御不審罷有カ得共、御用」唐江罷出カ節ハ、附添罷出可申カ哉、親類一統儀絶ニ付、此段申上旨」申出之、伺之通申付旨申遣之、

寛政二年四月廿九日、右鉄弥、町々江罷出、度々不法之致方

有之、「不埒之至ニ付、兼次郎江御預、以來他出急度御差留
被仰付、」

199 「^{二七九〇}」寛政二年二月九日

〔一七九〇〕

一御手廻佐田長左衛門弟直之進、御尋之御用有之、急度他出
差留申付旨申遣之、同十一日右ニ付遠慮伺之通、同廿七日

御免、」

〔三九〇〕

200 寛政二年八月廿五日
同年四月廿九日右直之進儀、町々江罷出、度々不法之致方
有之、不埒之至ニ付、兄長左衛門江御預、以來他出急度御
差留」被仰付旨申遣之、

202 「^{二七九一}」寛政三年二月十四日

一笠井兼藏親〔カク〕還右衛門儀、他出御差留、兼藏江御預被仰付シテ、
格段ハシマツ以御憐愍之御沙汰、他出并御預御免被仰付之、

203 同年五月廿日

一久保田衛門兵衛申出シテ、久保田弁吉親甚八儀、病氣ニ付氣
分〔三分九〕荒々敷相成シテ間、快氣迄之内、一間所江入置、養生致度
儀、伺之通、」

同年十月廿二日、笠森權藏、四奉行御食議ニ付、出座御目
付」縹出、御徒目付被仰付シテ、

204 寛政三年六月廿一日

一御家老與力本間吉左衛門伴定八、病身ニ付嫡子難相立、去
年」二男嫡子申立之通被仰付シテ、右定八儀、去月廿八日薨
同年九月十日快氣ニ付差出度儀、伺之通、

佐野吉郎兵衛

205 「七九」二月十一日
寛政四年二月十一日

一御家老与力本間吉左衛門悴定八、申立之上、一間所江入置
処、去」秋の氣分常体ニ相成ニ付、一間所差出シ養生仕
度儀、願之通、」

但同年四月十二日氣分常体相成ニ付、田屋所濱横沢村八

右衛門」方江遣置度儀、願之通、

206 同年二月十七日

一大湯市兵衛申出ハ、二男斎藤三治病氣之処、氣分常体無御
座ハ、「家内女并幼少者斗ニ而見繼方に届兼、難儀ニ付、一
間所江入」置養生仕度儀、伺之通申付之、

207 「八〇九」
文化六年九月六日

一申談ハ御用有之問、今晚八ツ時私宅江可被相越ハ、以上、
佐野吉郎兵衛殿 外崎丈助殿 津輕 直記
一以手紙致啓上ハ、申談ハ御用有之問、野宮平司儀、今晚八
ツ時過「私宅江相越ハ様可被仰付ハ、以上、
大道寺宇左衛門様

一於津輕直記宅申渡之覚

北原内匠母儀、日頃不懷之儀共有之旨相聞ハ間、親類共ニ
而」与得教訓相含、當分之内他出差留ハ様被仰付之、

一大道寺宇左衛門母儀ニ付、外崎丈助江右同断、山中兵部母儀
ニ付」野宮平司江右同断被仰渡ハ、右何レも出座御目付、

〔一〇〕 答人御登之部

208 「八〇九」
文化七年正月十二日

一勘定奉行申出ハ、此度富田村与八儀、秋田森岡并六郷江
差置ハ品質受返之儀ニ付、同人親類掃除小人鬼沢村鉄藏
同所江差遣ニ付、明十三日御飛脚同道登被仰付ニ付、御

飛「脚之者右駅ニ而鉄藏懸合、早速相済不申、右之内間取
ハ而ハ延着ニ相成ニ間、右之趣御聞届之儀并不時金御渡可
被」仰付哉之儀申出ハ、然ハ御飛脚延着之儀、江戸表江御差
圖「無御座ハ而ハ相成間敷ニ付、間取ハ分ハ其駅ノ證文受
取」罷登ハ様、左ハハ、右之趣御目付江戸御目付迄申遣
ハ様、格別日数も相懸ハ儀ニハハ、不時金之儀ハ壹歩渡
方之儀、」申出之通、「不時金之儀ハ壹歩渡方之儀申出之通物
頭井」御目付ハ申遣之、

津輕
直記

一同日、工藤徳右衛門大森栄之丞申出ひ、此度掃除小人富田村
与吉」附添登ニ付、左之通、

一先日、亀山辰之助御呼出之節、足輕四人小人三人附添被仰付
ひ、「此度ハ御人不足ニ被仰付、日々不寢番等も御座ひ間、
先年之通」可被仰付哉之儀、不得止事相聞得ひ間、先頃被仰
付ひ外ニ、諸組」壱人小人壱人増附添登申付ひ、

上、御渡之御證文江左之通前文書付」ひ由、
覺

一御挑灯壱挺、蠟燭三十丁、麻糸細引壱房、渡方申出之通、

一右与吉万々一道中ニ而病死等之節、其廻江葬、罷登可申哉之

儀、於道中致病死ひハヽ、桶江入、土中不致、其所之様子
次第、庵寺等江頼置、附添之内より昼夜番人附置、其趣早速
江戸御目付方江飛脚を以申出ひ様、尤道中江戸より道遠場所
ニハヽハヽ、塩漬ニ致、其一趣共江戸表江申遣ひ様申付旨申遣
之、」

囚人壱人

何之誰

年付

津軽何町

一勘定奉行申出ひ、此度掃除小人与吉附添登被仰付ひ、両目
付」申出ひ内、中田御闕所通之儀、先年亀山辰之助御登セ之
節「四一〇」栗橋御闕所、御國元より御證文ニ而通り兼ニ付、同
所より江戸」御上屋敷江申遣、御闕役より御證文ニ而罷通ひ由
付、此度之」儀ハ如何可被仰付哉、錠前付之駕籠と違ふ
まる駕籠囚」人之儀ハ、同所御闕所ニ而御取扱別而六ヶ敷御
座ひ由申出ひ得共、右之儀ハ私共より何レ共難申上奉存ひ間、

其旨点羽を以申上ひ、然処」先年三国屋喜右衛門御呼出之
節、山駕籠錠前付ニ而御登セ之」節、御證文爰元ニ而御渡被
仰付ひ、中田御闕所江差出ひ處、囚人」名前年齢所付駕籠ニ
乗セ錠前付之訳書入無之、御定ニ」相反ニ旨、色々懸合之

節、山駕籠錠前付ニ而御登セ之」節、御證文爰元ニ而御渡被
仰付ひ、中田御闕所江差出ひ處、囚人」名前年齢所付駕籠ニ
乗セ錠前付之訳書入無之、御定ニ」相反ニ旨、色々懸合之

きせる煙草入等も取仕廻可仕ひ得共、旅宿之儀故、火箸薪木等迄も取仕廻仕ひ儀、相成兼ひ、尤私とも」不寢番仕ひ得

共、前書之通手足自由ニ而、兎角メリ方ニも相成不申ひ、

依而隨分不目立様ニ仕ひ而、旅宿江附、火ニ當可申様マサニ、可被

仰付哉、」

勘定奉行点羽、宿着之節腰繩付ニ而火ニ當マサニ儀、申出之

通マタニ被仰付ヒタシ様マタニ

一道中ニ而相煩ハシマ節、御持セ之薬等も可被仰付哉、品ニ寄御持

セ之薬ニ而マタニ不相叶節ハシマハ、其所之醫藥相用得可申哉、

点羽、道中用意之薬ハシマ、先年三国屋喜左衛門御登セ之節之

通マタニ被仰付ヒタシ様マタニ、

一道中ニ而相煩ハシマ節、御持セ之薬等も可被仰付哉、品ニ寄御持

セ之薬ニ而マタニ不相叶節ハシマハ、其所之醫藥相用得可申哉、

点羽、道中用意之薬ハシマ、先年三国屋喜左衛門御登セ之節之

通マタニ被仰付ヒタシ様マタニ、

一道中於宿々懸合六ヶ敷相成、私共了簡ニ及不申節ハ、如何相

答可申哉、点羽、於道中宿之懸合六ヶ敷、無止事節ハ、江戸町御奉行根岸肥前守様マサニ江引出ヒタシ因人之旨答ヒタシ様マタニ被仰付

い様マタニ、」

「先年龜山辰之助御登セ之節、栗橋御買所之儀セキハ、御国元カミ之

御マサニ證文シテ而罷通ハシマ由ニ御座ヒタシ間、此度之儀ハ如何可被仰付

〔マタニ〕

覺

哉、錠前付之籠」籠と違、とふまる鴉籠囚人之儀ハ、同所御關所ニ而御取扱向別而マタニ六ヶ敷御座ヒタシ由、

点羽、中田御關所罷通ハシマ儀マサニハ、御沙汰之上被仰付ヒタシ様マタニ、

江戸着之節、江戸御屋敷江前日ニも飛脚等相立可申哉、

点羽、千住宿ニ而囚人相渡ハシマ儀マサニも可有御座哉、何レ江戸表マツコ差圖マツコ」可有御座ヒタシ間、着之日積相考、前方飛脚を以、江

戸御目付マタニ方江申出ヒタシ様マタニ被仰付ヒタシ様マタニ、

一道中於泊宿、御太切成御用之者故、私共不寢番等仕ヒタシニ付、

夜中ニ焚炭等も相用申ヒタシニ付、是等江も囚人賄方江入拂可申哉、」

点羽、不時用意金御渡被仰付ヒタシニ付、駅々ニ而買調、相用

い様マタニ、被仰付ヒタシ様マタニ、」

御用之者道中ニ而雇往來之節給物等望ヒタシ節ハ、望ニ任マサニセ、差

障ニも無ハシマ」品マサニ給ヒタシセ可申哉、

点羽、不時之食物相好ヒタシハ、飯給セヒタシ様被仰付ヒタシ様マタニ、

右之通可被仰付哉之儀、何レも点羽之通申付旨、申遣之、

同十六日

「此度掃除小人与吉被差登ヒタシニ付、右附添御徒目付マサニヘ相渡ハシマ中

田御關所マサニ通證文并道中國々通り状、左之通、

囚人壱人

小人
與
吉

但銕前とふまる駕籠ニ乗セ

當午三十五歲

右ハ津輕越中守内之者、此度江戸町御奉行根岸肥前守様より御呼「出ニ付、差登セム間、御關所御通可被下し、以上、

一右附添御徒目付へ先年心得書御渡シ得共、此度道心得伺ひ間、「別段御渡方無之、委細伺ハ前条十二日ニ有之、
一碇ヶ關口御關所通り、左之通、
一筆令啓シ、此度御用之もの壱人、從 公儀御呼出ニ付、
とふまる」駕籠ニ而為差登セム間、附添登之者共、御徒目付
断次第、御關所」可被相通シ、恐々謹言、

除申シ、

文化七庚午年正月

御名内
御用入

房川渡中田御關所

御番人衆中
但、大奉書江相認ム上包同紙ナリ、

覺

囚人壱人 但銕前付とふまる駕籠ニ乗セ

右ハ津輕越中守内之者、此度從 公儀御呼出ニ付、被召登

「御」領分中御關所、無相違御通可被下シ、以上、

御用入
畫判印形

文化七庚午年正月

〔一一〕 咎人御國下之部

碇ヶ關町奉行両人

〔四三〇〕

正月

御用番御用人

209
〔七五七〕
宝曆七年十月九日

一御手廻矢城庄左衛門、御國元江御下シ被仰付、道中御目付壱

人、御徒」目付壱人、足輕目付壱人 足輕小人六人ツ、附添

被仰付、道中腰繩」網懸駕籠ニ而、去月廿二日江戸表出立、今

日到着、於評定所」御役人江相渡、直ニ新屋敷江押込置シ様、
被仰付シニ付、番人御徒二人ツ、夜ハ不寢番、大組諸手

足輕之内、雇三人、夜不寢番四人ツ、「小人壱人被仰付之、
仙臺御領分中

右之通、中奉書横打、上包大奉打懸、宛所之通相認、下々名

210 〔一七八五〕
宝曆八年二月廿三日

一於森岡金吾宅申渡之覽

其方儀、不届之儀有之、急度可被仰付ムヘ共、申出之趣心
得違之段」御聞届、以御憐愍半知被召上、御留守居組被
仰付、妻子御ムシテ下シ被成、御國住居被仰付之、

矢城庄左衛門

一江戸勝手御留守居組田中傳八親与左衛門不行跡ミ付、先達而
親「写丸并親類共致久離御届も相済ムハ処、去六月廿一日柳嶋御
屋敷」内田中傳八方江忍入、御取扱ミハシマニ相成ムハニ付、御國下江
被差下、永牢被仰ムヘニ付、御徒目付三浦安右衛門、足輕
目付久我源太郎、外ニ大組諸手」足輕之内四人、小人六人、
道中附添、去月廿日江戸表出立、今日到着エ付、於牢前附
添之御徒目付申渡之上、入牢被仰付之、」

211 〔一七八七〕
天明七年三月廿一日

一此度小山内五郎左衛門御尋之御用有之、大納戸小山内孫右衛
門道中附添之上、御国下シ被仰付、去ル四日江戸表出立、

道中廿日振被仰付ムハ間、「去ル四日碇ヶ關カミツケ直至新御長屋江
引附ムハ様被仰付ムハ、尤着次第、「御徒壺人、大組諸手足輕ツヅク
兩人、昼夜六人番被仰付ムハ間、差支」無ム様、夫々申遣之、
同廿二日右五郎左衛門江附添下、山内孫右衛門、御徒目付工藤
形助、足輕目付」野沢東吾、其外諸組五人到着之旨申遣之、

同年十二月九日、右同人儀、去ル辰年銀座シロ謀印を以金二百
両受取ムハ儀、公邊江相抱ムハ儀、不届至極重罪之者ニ付、於

牢前斬罪ニ被行之、

212 〔一七八九〕
寛政元年五月七日

213 〔一七八九〕
寛政二年六月九日

一於江戸表從 公儀御渡之囚人、湊村之与助と申者、御國下シ
被ムハ仰付ムハ、西目付附添之上、今日到着ニ付、町預之上、町同
心式人、大組「諸手足輕之内式人ツツ、昼夜嚴重相勤ムハ様申
付之、四奉行シヨウジヨウ」議之上、同十二日弥徒者ニ相違無ム之旨申出
之、入牢申付之、」

214 〔一七八九〕
寛政四年十一月十一日

一鹿内瀬兵衛儀、江戸表ニ罷ムハ處、故障之儀有之、御國下被
仰付、只今ニ付到着ニ付、附添足輕目付シロ同人大小并金子二步
受取、瀬兵衛ムシテ」字右衛門江瀬兵衛并右品相渡ムハ旨、町奉行
シヨウジヨウ申出之、承届之、」

215 文化十四年五月二日

一町奉行申出ひ、 江戸白銀町三丁目番地岡伊兵衛娘まつこもみ
右之者御國下之上入牢被仰付ひ、 昨日入牢相済申ひ、

右之者國御下之上揚屋入被仰付ひ、 昨日夫々揚屋相済旨申出ひ、

承届ひ、」

文化十二年四月八日をみ揚屋出被仰付ひ、 平人同様ニ被仰付ひ、

〔一二〕 入牢 出牢之部

〔四四ウ〕

216 宝永四年八月廿四日

一牢舎之者共之儀、一季ハの末ニ相改、三月六月九月極月、

四度ニ相調、其内極月ハ一月前ニ取越ひ而、霜月ニ而も相
調、相極ニ片付可申事ひ

217 延享五年三月廿八日

一三奉行申立ひ、町々怪敷者捕へ儀、御尋御座ひ間、左ニ申
上ひ、」

一町々ニ而捕へ者、御金議之内、町預仕ひ故、町内難儀仕ひ

旨思召ひ通、捕へ次第入牢被仰付ひ者、捕役之外ニも心を

付、捕へ御訴申ひ出ひ者可有御座と奉存ひ間、此以後、見當

ぬハ、揚捕次第、入牢被ひ仰付ひ、於牢前牢奉行并町目付差
遣、一應与得内金議為仕、「其上四奉行早速御金議被仰付、

怪敷儀一通ニ而、外ニ徒成儀ひ茂無之ハ、早速出牢被仰
付可然奉存ひ、右之趣被仰付ひ而も、「別而差障ニ罷成ひ儀

も相見得不申ひ、」

一盜等仕、徒之品相知レん者ニ而も、唯今迄先町預ニ致、町年
寄ひ町目付罷越ひ、一應口書取ひ御訴之上入牢被仰付ひ、此類

ハ此後揚捕ひ次第入牢被仰付ひ、此類ハ以後揚捕次第入牢被
仰付ひ、是又於牢前内金議仕セ、其上ニ而四奉行御金議可被
仰付哉之旨申出ひ、「申出之通申付旨申遣之、

218 宝曆六年三月十三日

一松井助左衛門申立ひ、私親四郎兵衛儀、先年嫡子無御座、親
類荒川ひ村百姓小山内甚五郎伴六弥ヒヨウと申者養子仕セ、御目見

迄相済ひ處、「不行跡ニ付拾七ヶ年以前嫡子難相立セ、其節義

絶御断相済申ひ、「右六弥儀在々ニ而盜徒仕セ由、兼而承知
仕セ處、今朝私方江罷越ひ、」色々不届成申分ニ御座ひ、外ニ

諸親類寄方も無御座、無宿者同シ前ニ而御座ひ、如何様之悪
事仕セにも難斗奉存ひ間、牢屋拜借ヒヤヒヤ被仰付度旨、願之通入牢

申付之」

222 安永四年四月十五日

一御城附足輕今十助、長柄之者小野茂右衛門、右両人先達而御
食議」之儀有之、入牢被仰付之處、此度出牢之上 御免被仰
付之間、出牢」申付之様、町奉行江申遣之、

一右両人頭、都谷森甚之丞、小山五左衛門・江、右之通為知申遣
之、

220 安永九年六月三日

一勘定奉行乳井貢儀、御世帶向存念も有之趣、粗相達ニ付、
再」勤被仰付、被成御任之處、自分之功を立為可申、謀斗を
巧、悉皆」御国衰微ニ相成之儀を厭、我假之取扱ニ付、身上
被召上、生涯」之間、川原平村預ケ、牢居被仰付之、

221 安永四年正月廿日

一森岡主膳殿家來宮下久米次郎と申者、不行跡致增長、乱心
之」〔四五ウ〕躰ニ付、入牢被仰付、尤牢賄并衣類等之物入ハ、其年々
暮ニ主膳殿々上納致シ、

同廿三日、右物入、主膳殿上納ニ不及旨被仰付之、

219 〔一七五七〕 宝曆七年六月十七日

一御家老與力川村新助弟忠橋、不行跡增長ニ付、當一月義絶之
處、「頃日私宅江罷越、我僕之儀共申募ニ付、掲捕ニ旨申出
之、入牢申付旨」申遣之、

223 天明元年十二月十六日

一大組与力三上郡次儀、弟山田宇市郎と及口論、骨肉之親を忘
却シ、「其上不行跡ニ付、入牢被仰付之、

一長柄之者山田宇市郎儀、兄江對シ及争論、剩抜刀ニ而手向い
儀、「言語同断ニ付、入牢被仰付之、

一三上郡次妻、山田宇市郎と及口論、手疵負、骨肉之親を忘却
シ、「不届ニ付、入牢被仰付之、

224 同年十二月十八日

一高岡下役成田権四郎子元徳斎と申者、如何様之訛ニ而御國
何」年以前出ニ哉、食議之處、委細申出之、

225 天明二年八月十二日

一於下鍛冶町名主宅、御徒目付申渡之覚、
高岡下役成田権四郎二男

善次

其方儀、先年御領外江罷出、去秋親對面ニ罷下ル由、然処人

(四六才)

相卜筮等」相考、色々怪敷事共取巧、下々を引入ル段、相聞

得、御僉議被仰付ル處、「土御門家江難掌奉公致シ罷有ル旨

申出ルニ付、京都江被仰越御」尋被成ル處、右袴之者不召仕

ル由、仍而再之御僉議之處、最初申出之趣相違之段、殊ニ先年御關所出ル節、雇之者ニ紛御關所偽罷」出、旁上を欺ル儀重々不届之者ニ付、急度可被仰付ル得共、以「御憐愍、生涯牢居被仰付之、」

一成田権四郎儀、二男善司と申者先年御領外江罷出、去秋罷下ル由、「然処人相卜筮等相考、色々怪敷事共取巧、下々を引
入ル段相聞」得、御僉議被仰付ル處、土御門家江難掌奉公致シ罷有ル旨申出ルニ付、京都江被仰越御尋被成ル處、右袴之者不召仕ル由、仍而再之御僉議之處、最初申出之趣相違之段申出、子の非を飾申出ル而、「御取扱ニ相成ル儀、不届至極ニ付、急度可被申渡ル様、諷訪門兵衛江」申遣之、

226 (二七八四)
天明四年六月廿四日

一境關村与八郎、萱町次郎左衛門、從公儀御用ニ付入牢之處、江戸登」被仰付ルニ付、委細有之、

227 (二七八六)
天明六年六月廿三日

一牢奉行栗田久之丞二男久太郎狂氣之袴ニ付、牢押借願之通、同年八月十三日、右二男久太郎儀、氣分不宜、取扱相成兼ルニ付、先達而牢押借入置申い、然処先頃古相煩、牢屋ニ而養生相成ル旨、牢守共申出ル、尤氣分も静ニ相成ル趣ニ付、出牢之上養生仕度奉」存ル間、御取扱ニ相成、恐入奉存ル得共、出牢被仰付被下置度旨申出之、「願之通申付之、

228 (二七八九)
寛政三年十二月廿三日

一栗田久之丞二男久太郎乱心同様ニ而取扱成兼ルニ付、入牢被仰付度義、「申立之通申付之、

229 (二七八九)
寛政十年十二月十二日

一堀五郎左衛門申立ル、召使用達中村善兵衛と申者、不埒之儀有之、其上狂氣ニ付入牢、願之通、

230 (二八〇三)
享和三年十月十三日

御馬廻番頭 森内左兵衛

其方儀、先年勘定奉行江御取立被仰付ひ處、勤方不應
御意、御役下被仰付ひ處得共、其後以 御憐愍、去十一月
結構被仰付、「前非相改、向後急度操行可相嗜之處、不顧
〔四七〇〕 御仁恩、返而奸惡」之者共相交り、無所憚御政務筋漫ニ致

誹謗、其上去ル乍」年御家中渡方四步一御用捨被仰付ひ所、
其方「己之心得違ニ而」割合同、不有之趣ニ相合、四ヶ年
分共渡方被仰付度旨、不恐」上を、外組之族迄相誘、數

度之押願ニ相募、剩江戸表津梁」院を以訴状差出、御国元
御家中始、町在大騒動可有之旨、「御親族様方迄申出ひ

段、如何躬之存念ニ而可有之哉、右躬之心得」違々、大凡
其方共之所為ニ而、段々人氣動搖致セハ儀、言語同断」不

届至極之者ニ付、活命之御沙汰難被仰付者ニ有之ひ得共、
旧家」之処も被思召、格段以 御憐愍、身上被召上、於川
原平村生涯牢」居被仰付之、

申渡大目付 出座四奉行 御目付 両目付 町同心

附添御徒目付一人」足輕目付二人足輕二人町同心二人

一森内左兵衛儀、重罪之者ニ付、今晚於評定所申渡之上、生涯
川原平」村へ預ケ、牢居被仰付ひ間、右牢居出來迄之内、爰

元々附添罷越ひ御徒」目付老人、足輕目付二人、足輕二人、
町同心二人、昼夜番人申付ひ、尤牢屋出來」ひハヽ、右番人
引取、村々之者番人致ひ様、」

一賄之儀ハ同村庄屋方ニ而取扱ひ様、

一衣類夜具等申出ひ旨、見斗相渡ひ様、右品之儀ハ勘定奉行申
出ひ様、」

一右番人心得之儀ハ、刃物何品ニ不寄相渡不申ひ様、筆墨紙望

ひ而も」是又相渡申間敷ひ、弘前々親類一家好之者參ひ而
も、全對面不致」セハ様、

一脇々文通等致ひ者有之ひハヽ、同人江不遣、封之但ニ而各江
〔四七ウ〕 差出、各より」御用所江可被差出ひ、

一病氣等之節、醫者之儀申出ひハヽ、御用所江相達、差圖を請
ひ様、」

一変之節、立退ひ様、

右之通被仰付ひ間、此旨可被申付ひ、尤牢屋取立之儀、作事

奉行江申付ひ間、「早速取建ひ様、勘定奉行作事奉行申合、
諸事差支無之様、此旨」共可被申付ひ間、郡奉行江申遣之、
一右ニ付牢屋早速作事役人罷下リ取建ひ様、委細郡奉行江申
合、諸事」差支無之様可被申付旨、作事奉行江申遣之、

一右ニ付牢屋取建之儀、作事奉行江申付ひ間、諸事差支無之様

可被」申付ひ、

一同人賄之儀ハ同村庄屋方ニ而取扱ひ様申付ひ、

一 夜具衣類等申出ひハヽ、見斗相渡ひ様申付ひ、何レも郡奉行

申合、夫々可被」申付旨、勘定奉行江申遣之、

一 右ニ付於同所牢屋取建迄之内、於同村、寃元左附添之西目付

并足」輕町同心共昼夜番人致ひ様、尤牢屋出來、同組御代官

右引渡ひハヽ、右之者共引取ひ様、尤附添番中心得之儀、

左之通、」

一 刀物何品ニ不寄相渡不申様、筆墨紙望ひ而も相渡申間敷ひ、

弘前より親類一家好ミもの参ひ而も、全對面不致ひ様、

一 脇弓文通等致ひ者有之ひハヽ、同人江不遣、封之但ニ而郡奉

行江差出ひ様、」

一 病氣等之節、醫者之儀申出ひハヽ、郡奉行江相達ひ様、

右之趣、附添罷越ひ者共江申付ひ様、御取斗可有之ひ旨、大

目付へ申遣之、」

一 今晚七ツ時於評定所大目付申渡之御用有之ひ間、大組諸手足

輕」之内四人同所江相話、御目付承合相勸ひ様、御申付可有

之旨、大組諸手物頭江」申遣之、

尚々右四人之内、二人ハ御印羽織着用棒持セ、二人旅支度

ニ而相詰ひ様、」

一 今晚七ツ時於評定所、各并御目付申渡御用有之ひ間、附添御
徒目付」二人、足輕目付三人、同所江相詰、御目付承合ひ様、
御申付可有之旨、大目付ハヽ申遣之、

尚々右之内御徒目付老人、足輕目付二人ハヽ、旅支度ニ而相

詰ひ様、御申付」可有之ひ、

一 町同心四人内二人ハ旅支度ニ而相詰ひ様、町奉行江申遣之、

一 御用之儀有之ひ間、森内左兵衛儀今晚七ツ時評定所江相詰ひ

様、尤其節」御自分并是迄之番人路次附添相詰ひ様、駕籠之

儀ハ勘定奉行」可被申合ひ、

一 左兵衛刀脇差、封印之但ニ而小人ニ持セ、御徒目付足輕目付

附添ひ而評定」所江持參、御目付ヘ承合ひ様、可被申通旨、
附添野呂直衛ヘ申遣之、」

一 於御用人須藤五郎大夫宅申渡之覽

豊嶋兼藏

森内左兵衛儀、重キ無調法ニ付、知行被召上、川原平村江

牢居被仰付」之間、家屋敷御取上、家財妻子江被下置之間、

親類江引取ひ様被」仰付之、

以手紙致啓上ひ、御用之儀有之ひ間、豊嶋兼藏儀今晚八ツ

時過」私宅江相詰ひ様可被仰付旨、御馬廻組頭山田剛太郎

江申遣之、」

〔文化六年十二月五日森内左兵衛牢居 御免被仰付、戸田久太郎へ御預、「他出差留、左兵衛生涯之内、久太郎江三人扶持被下置、文化十年九月」廿二日他出差留 御免被仰付之、〔四八ウ〕

〔文化七年正月十八日〕

一四奉行申出ル、是迄 御目見以上并御給人罪科御座ル旨被及

御聞、番人附之上頭方御僉議被仰付ルも及白状不申ル節

ハ、私共ニ而」口聞詮議方被仰付ル、右之内 御目見以下之

分ハ、當人及白状不申ルも「疑敷相聞得ル分者、兼而揚屋入之上御僉議方被仰付罷有ル得共、」御目見以上之族ハ、當

人及白状不申内者、揚屋入之上御僉議申上ル「先例無御座ル、然処」御目見以上之族ニ而も、私共ニ而口聞詮議之上及」白

状ル節ハ、其罪科ニ寄、直ニ揚屋入被仰付ル而者出奔之程難斗、猶」又宿元江相返ル而者如何様之取巧仕ル哉、難斗族も可有御座哉ニ奉」存ル、隨而以來 御目見以上之族ニ而も、

罪科有之、私共ニ而口聞詮儀之節」及白状ル分ハ、其族ニ寄、一御目見以上之族、罪科有之、新屋敷御長屋江押篭メ、番人付被」仰付ル分、并當人及白状、揚屋入被仰付ル節ハ、途中

鶴籠ニ乗ル、町同心」附添、大小ハ没紙包ニ致シ持セ來リル

〔四八ウ〕

得共、宿元ニ而番人附被仰付ル族、私」共ニ而詮議之節、途中番人附添ル迄ニ而、詮議之節大小取押不申、尚」又口聞詮議之節、両目付詰合無御座ル、隨而以來四奉行口聞詮議御」座ル筋、両目付之内壱人詰合被仰付、御詮儀之族詮儀席江相詰」ル節、詰合之役筋ニ而大小取押、詮儀方相済、帰宅之節、大小相渡ル様、「被」仰付度儀、伺之通書付ニ而申遣之、

〔文化八年二月廿日〕

一木村武五郎伯父權市儀、御僉議之筋有之ル間、町同心手ニ而召捕、〔四九オ〕揚屋入被仰付ル間、夫々早速可被申付ル、尤頭方ヨ御用状同人江相廻リ不申内、町」同心差向、取逃不申ル様、手配早々可被申付旨、町奉行江申遣之、

一右權市儀、御尋之御用有之ル間、町同心手ニ而早速召捕、揚屋入」被」仰付旨、御留守居組頭江申遣之、

〔文化八年五月朔日〕

一御徒石郷岡嘉藤太儀、去十二月御尋之筋有之、揚屋入申付ル得とも、「此節揚屋出之上、御詮儀中他出差留、急度慎申付旨、御徒頭并」町奉行江申遣之、同二日、右揚屋出ニ付、同人大小、足輕目付封印切ノ上、同

人江相渡ル様、伺之通り、」

234 文化八年五月十七日

一勘定奉行申出ル、諸手足輕坂本十藏并鳶加勢掃除小人雷八儀、入ル牢被仰付ルニ付、御紛ハシナフ分當月渡ル御差留ル旨、承届ル、」

235 文化九年十月三日

一四奉行申出ル、石郷村兵助、去八月十七日平賀組之者共大勢居土村江押シヨウ寄、同所詰合山役人手込ハコミ打擲致シ、其上色々不法有ル之節、右前日、「自分頭取之上、原田村助之丞申合シハシ」村々江似シマシマ文差出ル処ス、右躰シズ」之儀有ル之趣、相聞得、御

命議之處、相違無ル之旨、及白狀、重罪之者ニ付、「急度可被

尚ル、是迄之番人并足輕目付途中附添申付ル、此旨申入ル、
一野呂善八儀、御用之儀有ル之間、今晚七ツ時評定所江相詰ル様被仰付ル間、「是迄之番人途中附添申付ル、此旨御申付可有ル、以上、」

御武具奉行中

高杉左兵衛

大組物頭中
諸手頭中

高杉左兵衛

一野呂善八儀、御用之儀有ル之間、今晚七ツ時評定所江相詰ル様被仰付ル間、「是迄之番人并足輕目付途中附添申付ル、此旨御申付可有ル、以上、」

大目付中

高杉左兵衛

一今晚七ツ時於評定所大目付申渡之御用有ル之間、各出座可有ル之ル、「尤先格之通諸事差支無ル之様可被申付ル、以上、」

之丞同等之徒壹年半牢居鞭三十、「其外各沙汰之通被仰付

236 文化十年十一月廿六日

永之御暇之上入牢御取扱

一御用之儀有ル之間、野呂善八儀、今晚七ツ時評定所江相詰ル様、此旨可被申付ル、以上、

四奉行中

高杉左兵衛

料
一今晚七ツ時於評定所各申渡之御用有之ひ間、御徒目付足輕目付「欠所立合共、同所江相詰、御目付承合ひ様、此旨御申付可有之ひ、以上、」

大目付中

高杉左兵衛〔五〇才〕
〔五〇才〕

一今晚七ツ時於評定所大目付申渡之御用有之ひ間、前々之通り各出座可有之ひ、以上、

御目付中

高杉左兵衛

一今晚七ツ時於評定所申渡御用有之ひ間、家番足輕兩人同所江相詰、「作事奉行承合相勤ひ様、此旨御申付可有之ひ、以上、」

大組物頭中

高杉左兵衛

一今晚七ツ時於評定所申渡御用有之ひ間、各内同所江相詰、「作事奉行承合相勤ひ様可被申付ひ、以上、」

作事奉行中

高杉左兵衛

但屋敷奉行有之節ハ、右之趣ニ而屋敷奉行江被仰付之、

一申談の御用有之ひ間、各内老人、只今私宅江御越可有之ひ、以上、」

大目付中

高杉左兵衛

但申渡書相渡ひニ付テナリ、御目付申渡之節、右同断、
一今晚七ツ時於評定所、大目付申渡之上、入牢之者有之ひ、今
晩夜ニ入」ひハヽ、揚屋江入置、明日入牢可被申付ひ、其外
共差支無之様可被申付ひ、以上、」

町奉行中

高杉左兵衛

一今晚七時於評定所大目付申渡御用有之ひ間、欠所奉行同所江

相詰、御」目付承合ひ様相勤ひ様可被申付ひ、以上、

勘定奉行中

高杉左兵衛〔五〇才〕

一於評定所大目付申渡之覽 御中小性格御武藏下役野呂善八

其方儀、御武具威御規數金引擔取扱御武器出來之内、未出
來無之品を、以前出來ひ品と繰替差出見分を受ひ旨相聞得、

段々御僉議之処、不納之御武器代金迄引合不申、奉行并

同役を相欺、奸曲之致方言語同断不届之者ニ付、活命難被仰

付者ニル得共、格段以 御憐愍、身上被召上、家財欠所、生

涯入牢」被仰付之、

申渡 大目付

出座 四奉行

御目付

兩目付

町同心

附添 足輕目付

町同心

右之通可被相觸ひ、以上、

右申渡相濟の旨、大目付と申出の所ニ而、
以手紙啓上仕ひ、今晚於評定所、大目付申渡御用、只今相濟
の旨申出ひ、「此段申上ひ、以上、

津 賴母様

高杉左兵衛

〔五一才〕

〔一三〕 取退無盡御法度之部

237〔二七六四〕年申年

一公義御書付之写左之通

取退無尽と号シ、三笠博奕同然之儀有之由、相聞得ひニ付、
停止之旨前々相觸ひ通処、今以不相止、近頃ハ寺社建立講
又ハ品々」之譜と名附、取退無尽致シニ付、右當人共相顕
ひ分ハ召捕、「此度御仕置申付ひ、向後右体之儀有之ひ者、

武士方寺社方在方」共ニ遂吟味、當人ハ不申及、地主家主五
人組名主一町内之者共」まで、三笠博奕同前ニ咎可申付ひ
条、常々心懸吟味致シ、「疑敷者於有之ハ、早々可訴出ひ、
右之通、寛保元酉年相觸ひ通、年久敷相成、若可致忘却哉ニ
付、「猶又觸置ひ間、急度可相守ひ、

238〔二八一四〕年四月十二日

一町奉行申出ひ、勘定奉行附紙申出ひハ、取退賴母子相企ひ者
御座「ニ付、御メ合不宜、猶又多分在方之者入加、農業差
障ニ付、「御差留之上、是迄闇ニ當リひ者江相懸ひ錢高ハ差
引相立、残「錢取調、加入之者共江相返ひ様、被仰付度旨、
郡奉行申出之通」被仰付ひ所、別紙之通、取退賴母子相企ひ
者無御座の旨、尤右ニ類シニ講相企ひ者、當町中ニ三百六十六
人ニ而、二十六講有之旨申出ひ、「然ハ右講之儀も、取退賴
母子之事ニ而、名目違而已之儀ニ」御座ひ間、今以相止不申
旨、甚御メ合不宜ニ間、御郡内「統」嚴敷御停止被仰付、右
体之儀相企ひ者共、町奉行ニ而急度」呵置ひ様、被仰付ひ様、
申出之通、」

239文化十一年五月十八日

一取退無尽之儀ハ、從「公義御停止被仰付ひ通、去年來所々ニ而
右無」尽企ひ旨相聞得ひニ付、先頃御停止被仰付ひ、然処右
講中之者」とも返済方可申受旨、會主江罷越、色々不法之儀
共申募ひ」もの有之由相聞得、不届之事ニハ、右之儀ハ御沙

汰之上片付被」仰付ひ間、右御沙汰済無之内、若心得違之者有之ひハ、急度」御糺可被仰付ひ間、御家中召仕之者并寺社町在九浦之者江」不洩様可被申觸ひ、以上、「五二一」

資

〔一四〕 丹後者御制禁之部

240 文化十年九月五日

一頃日天氣打續不正ニ付、丹後者入込儀難斗ひ間、船手并宿等も致食議、居合ひハ、早速送返ひ様、浦々町奉行郡奉行」町奉行寺社奉行江申遣之、芝居并乞喰手をも食議ひ様、猶又黒石江も申遣ひ様、町奉行江申遣之、

〔一五〕 銅鉛山苦之部

〔五二二〕

241 寛政九年十二月九日

一四奉行申出ひ、御刑法之内、徒刑ハ是迄被行ひ儀無御座ひ故、銅鉛山」江送遣ひ而モ、兼而被仰付無御座ひ而ハ、山方役人ニ而引受方并苦役」之仕方をも存申間敷ひ間、左之通、

覺

御刑罰之者、其罪ニ寄、徒刑被行、銅鉛山江送遣ひ者、同所

懸り役」人ニ而受取、臺所中間ニ致シ、無給錢賄斗ニ而召使者ハ廿四ヶ月ニ至ひハ、山方懸リ」役人ヲ、苦使相済ひ儀を限月之前月より断申出ひ様、「右之趣、兼而山奉行江被仰付置ひ様、此段申上旨申出、沙汰之通申付旨」、山奉行江申遣之、

242 文化六年六月十二日

一明十三日於取上御仕置場、御徒目付申渡、別紙差越ひ、前々之通申渡」ひ様、尤出座并附添足輕目付共、郡奉行町奉行山奉行承合ひ様、此旨」共御申付可有之旨、大目付ヘ申遣之、尚々家財欠所申付ひ者有之ひ間、欠所立合目付共、郡奉行承合」ひ様、御申付可有之ひ、

一明十三日、牢舎之内富田町長次郎子久米吉、柏木組柏田村久五郎」儀、出牢之上、於取上御仕置場、御徒目付申渡之上、鞭刑被行」、「尾太銅山ニ而苦使申付ひ間、先格之通諸事差支無之様可被申付旨」、町奉行江申遣之、

尚々建札案文二通差越ひ、

一明十三日、牢舎之内梅田村久五郎儀、於取上御仕置場、御徒目付申」渡、鞭刑被行、尾太銅山ニ而壹年半苦使申付、家屋

敷田畠井」小賣酒家業御取放、家財欠所申付ひ間、町奉行山奉行申合、前々之」通差支無之様可被申付ひ、両目付之儀ハ各承合ひ様可申付旨 郡」奉行江申遣之、

一明十三日、牢舎之内富田町長次郎子久米吉、柏木組梅田村久五郎儀、「於取上御仕置場、御徒目付申渡之上、鞭刑ニ被行、太尾銅山^{モテ}」久米吉二年、久五郎壹年半苦使申付ひ間、同所懸役ニ而受取、仕方等之儀、先格之通可被申付ひ、猶郡奉行町奉行申合、差支無之様、両目付之儀ハ」各承合ひ様申付ひ旨、山奉行江申遣之、」

同廿三日

一於取上御仕置場御徒目付申渡之覚

富田町長次郎子
牢舎之内 久米吉

我儀、當三月両親共乱心ニ相成、町内火花をちらし、其上先年」夫婦共盜人之宿致ひ儀、并所々江盜ニ入ひニ付、當人牢舎ニ被」仰付度、左も無之ひハ、人足附置被成、孝行之男子有之ひ間、此者」附置被成被仰付度旨、町年寄宅議之處、両親之呵を受、夫婦共家出致^{〔五三ウ〕}ニ付、親之無半

同日
一於同所御徒目付申渡之覚

建札案文左之通、

惡事ヲ書入張紙致、親入牢ニも相成ひハヽ、宿元江立帰」安居可致存念ニ而、心得違仕ひ段、及白状ひ、然ハ親ニ惡事有之ひ而」茂、諸事抑隱、諫言等可申聞人情ニ有之處、無罪親ヲ入牢為致ひ様、張紙致ひ儀、不孝之罪難遁、言語道断、不届至極之者ニ付、活」命難被仰付者ニ有之ひ得共、親長次郎願ニ寄、格段之以「御憐愍、鞭刑三十鞭被行、尾太銅山江差遣、二ヶ年之間」苦使被仰付之
申渡御徒目付 出座足輕目付 町同心警固 町同心
鞭取 繩取」 附添足輕同心 町同心

富田町長次郎子
久米吉

此もの儀、無罪親を入牢ニ為致ひ様、張紙いたし、不孝之者ニ付、「鞭刑ニ行ふ者也、
〔マ、〕己六月

牢舎之内 柏木組梅田村
久五郎

我儀、去十一月同村代庄屋嘉茂助申合、村方御収納過取立いたし、「其上御収納似セ手形取扱、手形改之節差出、尚又御檢見御檢」地引ヶ石色々手段致、御収納似セ手形二十枚江押〔五四才〕割印〔五十四才〕ハ自分彫刻之似セ印形之趣共相聞得、御代官貪議之節相違無之旨」申分之処、先頃於牢前貪議之処、外々〔は〕在方ニ而貪議之節」申分之通ニ有之ひ得共、割印之儀ハ自分割彫致ひ得共、嘉茂助」出奔ニ付、「申訣難相立旨申分有之ひ、然ハ村役之儀ハ諸事潔」白ニ致、御取箇之儀ハ別而大切ニ取扱可致処、嘉茂助申合、右袴」手段取巧〔ハ〕儀、言語同断不届至極之者ニ付、鞭刑三十鞭被」

行、尾太銅山江差遣、壹年半苦使申付、家屋敷田畠并小賣」酒家業御取上〔ハ〕、家財欠所被仰付之、申渡 附添 出座共右同断 建札案文左之通

此者儀、十一月同村代庄屋嘉茂助申合、村方御収納過取立いたし、「其上御収納似セ手形取扱、不届之者ニ付、鞭刑ニ行ふ者也、」

²⁴³〔八二〕
文化八年十一月七日

一山奉行申出〔ハ〕、四奉行沙汰申出〔ハ〕、尾太銅鉛山并湯野沢鉛

山ニ苦使」之者御預之儀、以來 御免被仰付度旨、山奉行申出、書付被成御渡、「吟味仕〔ハ〕處、右両山江苦使之者被遣、御賄被下置罷有〔ハ〕処、大袴ハ出奔」追懸人旁ニ而御物入殊ニ騒々敷、かね山の儀ハ吉左右を祈〔ス〕付、「苦使之者ハ第一出方之傍ニ相成〔ハ〕旨、然ハ苦役之儀寛政」八年御刑法帳御改之節〔カ〕被仰付罷有〔ハ〕処、御預御免之儀」申出之、隨而以來苦役御止之上、苦役代り入牢之限、左之通、「〔五四ウ〕徒刑半年ニ相當〔ハ〕者 同 同舍日數 百日
一同 壱年半ニ相當〔ハ〕者 同 三百日
一同 弐年ニ相當〔ハ〕者 同 同五百日
但徒刑二年ニ相當〔ハ〕者、四百日之牢居ニ被仰付〔ハ〕得ハ、前書段取ニ「相當〔ハ〕得共、徒刑二年之者ハ、死罪之代リ徒刑付仰付〔ハ〕故、牢居」之日數一等相増申〔ハ〕、右之通御定被仰付様、左〔ハ〕ハ、以來徒刑ニ相當〔ハ〕者御座〔ハ〕節、其ニ度々沙汰仕可申上旨 是迄苦使之者御預之外、以來御止被仰」付旨、山奉行江被仰付〔ハ〕様、沙汰仕、則御渡書付相添、此段申上旨申出、「四奉行沙汰之通、山奉行江も申遣之、」

244 文化九年十一月九日

一 御刑法もの苦使代り牢居日数、昨年十一月各沙汰之通、半年、壱年半、式年限之日数、百日、二百日、三百日、五百日之事ニハ處、「年限ニ而済書付相下ケル得ハ、日數出入有之趣、含違之族も有之旨、」不心得之事ニハ問、以來左様無之様、此旨申入ル旨、四奉行江申遣之、「〔五五九〕

〔二六〕 乞食手江相下候部

245 文化六年六月十二日

一 牢舎之内、高杉組十面沢村小右衛門弟左京儀、於弘前町端、御徒目付申渡、乞食手江相下ケル間、町同心警固并町同心附添、「町同心等前々之通可被申付ル、両目付之儀ハ各承合ル様申付旨、町奉」行江申遣之、

一 牢舎之内、十面沢村小右衛門弟左京儀、弘前於町端御徒目付申渡、「乞食手江相下ケル様申付ル、町奉行申合差支無之様可被申付ル、両目付之」儀ハ各承合ル様申付ル旨、郡奉行江申遣之、」

一 於弘前町端御徒目付申渡之覚

高杉組十面沢村小右衛門弟
牢舎之内 左京

我義、去夏流木似セ手形取扱、所々江賣拂ルニ付、鞭刑ニ

被行ル上、兄」小右衛門江永ク御預、居村之外徘徊堅ク御差留申付ル處、其後「和徳町甲忍屋伊兵衛江流木似セ手形二枚賣拂ル趣、相聞得」ル間、急度押込置ル様申付ル處、

出奔之旨申出、段々食議之處、「一百沢村ニ而見當、召捕入牢被仰付、食議之處、伊兵衛ヘ流木手」形遣ル儀、相違無之旨、宿元出奔之儀、在方社家ニ被雇、所々徘徊致」罷有

ル旨、申分ニハ、然ハ每度御取扱ニ相成ル身分も不顧、御

政道」筋不相守、上を蔑ニ致、不届至極之者ニ付、乞食手江相下ケル様」申付之、

申渡御徒目付 出座足輕目付 町同心警固 町同心

但シ乞食手江相下ケル者ニハ、附添足輕目付町同心無之」

246 同年十二月廿五日

一 於弘前町端御徒目付申渡之覚

五幾形村出生無宿
牢舎之内 己之

我儀、九月十日夜、黒石横町福士屋茂右衛門方江忍ヒ入、木綿井綿」盜取、梅田村金五郎方ニ而見當、擄捕、右

益品取返ひ得共、不足ひ有之旨、尚亦當四月金五郎方江持

參之上賣拂ひ木綿、「何方カ盜取ひ儀共食議之処、右木綿

ハ南部脇之沢カ盜」取ひ旨申出ひ、然ハ我親病死後、母儀

居村四五右衛門方江我召連、後妻ニ入ひ處、致出奔、所々流浪之上、右駄盜徒致シ、不届至極シ之者ニ付、鞭刑三十鞭被行、乞食手へ相下ケ様申付ひ之」

但諸事取扱、右同斷、

〔五六〇〕

〔七〕 大赦取扱之部

247〔八二〕
文化八年十月廿一日

一明廿二日於報恩寺、大赦之もの申渡御用有之ひ間、両目付同寺江江相詰ひ様、尤牢舍之内毫人、同寺江引連參、行列之内、御徒目付付先格之通罷出ひ様、此旨御申付可有之ひ、以上、

上、」

楠美 莊司

覺

右之者共、牢居 御免被仰付ひ

何町之誰
何村之誰

何町之誰
何村之誰

當六月 體孝院様廿一回 御忌御法事ニ付、大赦被仰付ひ者

共、左之通、

寺社奉行中

楠美 莊司

張一番、大組諸手足輕之内、前々之通御申付可有之ひ、以上、」

諸手頭中
大組物頭中

楠美 莊司

一當六月 體孝院様廿一回 御忌御法事ニ付、大赦被仰付ひものとも、「報恩寺申渡書付毫通差越シ之間、明廿二日申渡シ様、

右之内、弘前并居町徘徊 御免之者共之儀ハ、右願差出シ諸寺院江、報恩寺カ夫々申通シ様、可被申通シ、尤申渡之節、各内毫人前々之通」同寺へ可被相詰ひ、以上、「五六〇」

一明廿二日於報恩寺大赦之もの同寺申渡御用有之ひ間、各内毫人人同寺へ可被相詰ひ、以上、

大目付中

楠美 莊司

一明廿二日於報恩寺大赦被仰付ひもの、同寺申渡御用有之ひ間、

十月廿二日

仰付ひ、

仰付ひ、

何町之誰
何村之誰

但三好杉原横折ニ認之、上包みの紙打懸、大赦と書之、

一當六月 體孝院様御法事ニ付大赦、牢舎之内、大赦被仰付ム者」式人有之ム間、則申渡書付壹通差越ム、明廿二日於牢前御徒」目付申渡ム様、此旨御申付可有之ム、以上、

大目付中

覺

楠美 莊司

當六月御法事ニ付、大赦被仰付ム者共、左之通、

工藤和次郎

藤田 源藏

右之者共儀、出牢被仰付之、尤弘前徘徊御差留被仰付之、
但上半切江認之、

〔五七才〕

一當六月 御法事ニ付、明廿二日牢舎之内、工藤和次郎、藤田
源藏」儀、於牢前、御徒目付申渡之上、出牢被仰付ム、尤弘
前徘徊」御差留被仰付ム間、其節出座牢奉行并附添町同心等
之儀、「前々之通可被申付ム、以上、

町奉行中

尚々御徒目付之儀、各承合ム様申付之、

楠美 莊司

〔五七ウ〕

日本は豊かな文化、多文化の発展

過去の中

多文化、多民族の歴史

政治家、思想家、哲

学者、政治家、哲

執筆者紹介

長谷川 正安

大阪経済法科大学

教授（憲法）

西牧駒藏

同

助教授（民法）

紙野健二

同

助教授（英米法）

佐藤雅美

同

専任講師（刑法）

岩村等

同

助教授（近代法制史）

橋本久

同

助教授（日本法制史）

（執筆順）